

## 名古屋大学法政国際教育協力研究センターニューズレター

発行 名古屋大学法政国際教育協力研究センター 〒464-8601 名古屋市中種区不老町 / TEL 052-789-2325 / FAX 052-789-4902  
URL [http:// caeb.nomobg.nagoya-u.ac.jp](http://caeb.nomobg.nagoya-u.ac.jp)

### 今号のおもな記事

名古屋大学日本法教育研究センター	1-5頁	アジア競争フォーラム	19頁
国際シンポジウム「モンゴル遊牧社会と土地所有」	6-12頁	法整備支援最前線 第17回	20頁
Sランゲル博士 名古屋大学名誉博士記授与式	12-13頁	新モンゴル便り(3)	21頁
国際シンポジウム「グローバル化における社会変動と諸法典の再編纂」	14-16頁	法務総合研究所と法整備支援	22頁
ウズベキスタン・ワークショップ	17頁	リレー討論：理論の広場(5)	23頁
CALE Lecture 秋の講演会	18頁	新々ウズベキスタン便り(2)	24頁

## ウズベキスタンに名古屋大学日本法教育研究センターを設立！

法政国際教育協力研究センター長  
杉浦 一孝



昨年9月7日(水)に、ウズベキスタンのタシケント国立法科大学で、名古屋大学日本法教育研究センターの開所式が行われました。同時に、

日本政府の草の根文化無償資金協力によるタシケント国立法科大学への視聴覚機材の供与式も行われました。この式典には、日本側から、名古屋大学の平野総長、佐分大学院法学研究科長、文部科学大臣の祝辞を代読された文科省の海内大臣官房国際課海外協力官、在ウズベキスタン大使館の楠本特命全権大使、JICAの西宮ウズベキスタン事務所長らが、ウズベキスタン側からは、タシケント国立法科大学のルスラムバーエフ学長ら大学関係者が多数出席しました。

名古屋大学法学部・大学院法学研究科は、学部創立40周年事業の一環として、1991年4月に、各界からの浄財をもとにアジア太平洋地域法政研究教育事業基金(通称AP基金)を設立し、機関としてアジア諸国の法・政治についての研究教育を開始することを決めました。これは、それまでの欧米偏重・アジア軽視の日本の法律学・政治学のあり様に対する反省からはじまったものです。それ以降、共同研究の推進を内容とするアジア諸国の法律学者・政治学者との学术交流が活発となり、1994年の中国政法大学との学术交流協定の締結をはじめとしてアジア諸国の大学・研究機関との学术交流協定が多数結ばれました(2006年1月1日現在、19件)。

このように学术交流が深まってくなかで、とくに市場経済化の途上にあるインドシナ3国(ベトナム、カンボジアおよびラオス)とモンゴルから、私たちのところに西欧法の継受

国である日本の経験の教授を含めて法整備支援の要請があり、私たちは、機関として法整備支援を実施することを決め、この要請に積極的に応えることにしました。1998年9月、私たちは、上記の4カ国から法律学者・法律実務家を招へいして国際シンポジウム「アジアにおける社会変動と法整備」を開催し、そこで法整備支援の要請内容の聞き取りを行うとともに、今後の協力事項について協議をし、その結果、9点にわたって合意を得ることができました。その合意にもとづいて、名古屋大学法学部・大学院法学研究科のスタッフを関係諸国に派遣して現地研修を行いはじめたり、JICAのプロジェクトである国別特設研修(ラオス)を法務省法務総合研究所と共同で開始したりなどしました。その中には、大学でしかできないことがあります。それは、法整備支援の一環として留学生を受け入れ、彼らに対し法律学・政治学の教育を行うことです。市場経済に適合的な法律などが整備されても、これらを実際に運用する人材がいなければ、その法律などは死文化してしまいます。アジア諸国に対する法



# 特集 名古屋大学日本法教育研究センター

整備支援事業の中で、その人材の育成への協力は、長い時間を要しますが、非常に重要な事業です。

私たちは、1999年度下半期から、法整備支援の一環としての留学生の受け入れを開始しました。本頁の表から判りますように、この事業を開始した時点での留学生の人数は15名です。翌2000年11月には、ウズベキスタンからの留学生も加わり、その数は、年々増え続け、2005年10月1日現在では、62名にも上っています。これは、法学部・大学院法学研究科に在籍する留学生総数121名の過半数を占めます。すでに修士号を取得して母国に帰り、母国の民主的発展のためにさまざまな分野で活躍している元留学生も相当の数に上ります。彼らの存在は、彼らの出身国に対する私たちの法整備支援事業においてきわめて貴重であり、彼らの果たす役割は、非常に大きいものがあります。



左より、M ルスタムバーエフ学長、平野眞一総長

このように、私たちは、法整備支援の対象国から多数の留学生を受け入れてきました。今後も、この方針は堅持していくつもりですが、彼らに対する法学教育の方法については一部変更することにしました。名古屋大学大学院法学研究科では、日本法教育を含む彼らに対する法学教育は、これまで英語という第三国の言語で行われてきました。しかし、各国の法は、長い年月をかけて培われてきたその国の文化の一部であり、他言語の単語に置き換えることができないときが多々あり、日本法を英語で教える場合もその例外ではありません。私たちは、数年間の教育実践から、留学生に日本法を本格的に学ばせるには、日本語をまず習得させ、日本語で教えること

が必要であると認識するにいたりました。そこで、私たちは、2002年2月に、名古屋大学大学院法学研究科に留学生を派遣してきているアジア諸国の大学の学長らを招へいしてサテライト・フォーラム「体制移行にともなう法整備と法学教育 法政国際教育協力の課題」を開催し、その場で、日本語による日本法教育とそのためのサテライト・オフィス 日本法教育研究センターの設置を提起しました。関係者からは、この提起に対し賛同の意が表明されました。

このサテライト・フォーラムの後、私たちは、その課題の実現に向けて取組みを開始し、その結果、昨年8月に、モンゴル国立大学法学部に日本法教育研究センターの準備室を、翌9月には、タシケント国立法科大学に同センターを開設することができました。このセンターは、設置された大学、また設置される予定の大学の若い学生に対し、日本語による日本法教育のプログラムおよびそのための日本語教育のプログラムを「日本法コース」として提供し、このコースを修了した学生の中からもっとも優秀な学生を名古屋大学大学院法学研究科に受け入れ、より専門的な日本法教育を中心とする法学教育を行い、当該国の法整備事業にとって有能な人材を養成することを目的としています。同時に、センターは、すでに母国に帰ってさまざまな分野で活躍している元留学生に対し、日本法をはじめとする外国の法についての最新の情報などを継続的かつ系統的に提供し、それによって彼らがさらに成長していくことを支援する体制の拠点となることも目指しています。さらに、私たちは、このセンターが相手国の学者・実務家等と共同研究を継続的かつ円滑に実施するための拠点としての役割を果たすことも期待しています。

私たちは、来年度の国の予算案で、この日本法教育研究センターの運営費として、「平成18年度特別教育研究経費」を認めていただきました。本年4月から、タシケント国立法科大学で名古屋大学日本法教育研究センターが、モンゴル国立大学法学部ではその準備室が実際に動きはじめることとなります。

最後に、関係各位に対し、これまでのご支援とご協力に対しあらためてお礼を申し上げますとともに、今後とも、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

法学部・法学研究科 国籍別在籍留学生数の推移 (網かけはアジア法整備支援分野の留学生)

	1997.5	1998.5	1999.5	1999.11	2000.5	2000.11	2001.5	2001.11	2002.5	2002.11	2003.5	2003.11	2004.5	2004.11	2005.5	2005.10.1	2005.10.1		
中国	22	22	23	27	30	33	33	34	31	32	24	22	23	22	18	18	中国	18	中国
韓国	8	6	4	4	6	7	8	9	8	8	8	10	11	13	14	15	韓国	16	カンボジア
ウズベキスタン						2	2	6	7	11	10	12	13	15	13	16	ウズベキスタン	16	ウズベキスタン
カンボジア			1	4	3	8	8	10	9	11	8	12	13	15	12	16	カンボジア	15	韓国
ベトナム	2	2	3	8	9	14	14	18	16	17	12	15	11	13	10	13	ベトナム	13	ベトナム
モンゴル				1	1	2	2	2	2	4	4	8	7	10	8	11	モンゴル	11	モンゴル
ラオス				2	2	5	5	7	6	7	5	6	4	5	5	6	ラオス	6	ラオス
アメリカ	2	1	3	3	3	2	1	1	1	1	1				2	4	アメリカ	4	タイ
台湾	2	3	4	4	5	4	4	4	4	3	4	5	4	3	3	4	台湾	4	台湾
タイ					1	1	2	2	3	3	3	3	2	3	3	4	タイ	3	イギリス
インドネシア									1	1	1	2	2	2	3	2	インドネシア	2	スウェーデン
フィリピン		1	1	1	1	1	1	1						2	2	2	フィリピン	2	ハンガリー
計	37	35	39	54	62	80	80	96	89	100	83	97	95	115	107	121	計	121	計

99.10 留学生特別コース開設・JCA長期研修員受入開始  
2000.10 JDS 支援無償留学生の受入開始

## ウズベキスタンと日本 友好の架け橋



タシケント国立法科大学学長・法学博士  
ミルザユスーブ・ルスタムパーエフ  
2005年9月の日本法教育研究センターの開会式典は、日本側にとっても、私達の大学にとっても、これまで続い

てきた実り多き協力の中でも実に印象的な出来事となりました。私は、当センターの開設がウズベキスタンと日本の関係の発展にとって新たな第一歩となることを確信しております。

当センター開設の主な目的は、日本法の比較法的分析および国民性を考慮したウズベキスタン法の改善の立案のために、タシケント国立法科大学の学生に対して日本語での日本法学習の機会を提供することにあります。

日本は、精神面、心理面、生活様式など多くの要素でウズベキスタンと類似しており、日本法システムの選択は偶然ではないように思われます。それどころか、統合化のプロセスを含め、世界の舞台での日本の指導的役割は無視するわけにはいきません。今日の日本は、高度に発達した産業・農業国家です。工業総生産において日本は世界を牽引する国の一つです。国の中では、巨大企業とともに、多数の中小企業が活動しており、とりわけ軽工業や食品工業においてそれが顕著です。したがって、このことは、明確な法令による規制と高水準の商法および民法が前提とされていることを意味します。

今日、ウズベキスタンは、真の民主的法治国家の建設を基本目的として、司法権を含む多くの分野での総合的な改革を行っています。この方針にもとづき、2001年には刑法、刑事訴訟法および行政法の自由化、年金制度改革が行われ、さらにウズベキスタン国内での海外資本の活動を保障するための重大な法の改正が行われました。最近の出来事では、国会が二院制となったことが挙げられるでしょう。

新しい国会の活動は、立法レベルで改革を続行する使命を帯びています。

ここで、今回の出来事に先立つ若干のモーメントについて述べたいと思います。

ご存知のように、タシケント国立法科大学は、日本大使館、JICAおよび名古屋大学と密接な協力関係にあります。これほどまでに積極的な協力は、日本とウズベキスタンの相互協力に対する各々の関心によりもたらされているのです。すべての中央アジアの国々の中でウズベキスタンは、何よりも、政治的な基準、安定した経済発展および社会の民主化で日本を惹きつけているのです。

2000年には、タシケント国立法科大学と名古屋大学との間に学術交流協定が結ばれました。この協定には、日本の教育機関とタシケント国立法科大学の教員および学生の間での学術交流に関する施策の実施について規定されています。

これにより、タシケント国立法科大学の教授をはじめとする教員は、度々、名古屋大学の招待を受けて日本での国際学術会議に参加しました。

2002年から2003年にかけて6ヶ月間、市橋克哉名古屋大

学教授がタシケント国立法科大学において学術研究を行いました。市橋教授は、当大学において法分野での共同研究を始めた最初の専門家でした。

2003年9月には伊藤知義〔中央大学法科大学院教授（当時北海学園大学）〕教授が研究活動を受け継ぐため、当大学に來られました。このプロジェクトでは、ウズベキスタン共和国民法典改善および商法典編纂の分野で作業が行われました。この研究における基本的課題は次のようなものでした。

所有の法的基盤の構築

善意の第三者の保護

債務の弁済の確保方法

伊藤教授は、ウズベキスタン共和国司法省内に組織された作業グループの活動に参加されました。

2004年4月4日には、「その他の法律および下位法令の規定のウズベキスタン共和国民法規定への適合性」に関するプロジェクトにおいて、日本政府との技術協力にもとづく要請により樹神成三重大学教授が、専門家として当大学に來られました。

また、現在、ウズベキスタン共和国司法省において、桑原尚子さん（ウズベキスタン法整備支援専門家）がJICAの活動に携わっております。

2002年9月24日には、研修のため、名古屋大学の19名の学生と2名の職員が引率の教授と共に当大学を訪れました。

今日、タシケント国立法科大学の卒業生のうち、11名の修士課程院生と2名の博士課程院生の研究生が日本の名古屋大学で学んでいます。それと同時に、我々の大学の4名の学生は、もうすでに日本の大学での教育を終え、法学修士の学位を授与されました。

タシケント国立法科大学は、名古屋大学と共催で、日本大使館、JICA事務所の支援を受け、その他の国際機関も参加した数々の国際シンポジウムをウズベキスタンや日本で開催してきました。

2003年9月27、28日にタシケント国立法科大学において「ウズベキスタンにおける伝統法の影響とその役割」というテーマで国際シンポジウムが開催されました。また、協力協定の範囲内では2003年10月6、7日に、名古屋大学で「法制執務の将来：国際的な法律情報共有のための戦略と技術」というシンポジウムが行われました。

2003年11月20、21日には、司法改革をテーマにしたシンポジウムが日本で行われました。

2004年9月18、19日には、「ウズベキスタンにおける司法改革」をテーマにした国際シンポジウムが行われました。

シンポジウムでは、ウズベキスタンと日本の司法機関の活動の改善の問題や市民の権利および法益の保護におけるその役割などについて話し合われました。そこでは次のような問題に関心が向けられました。訴訟手続の民主化、裁判官の独立の保障、ウズベキスタン刑法における和解制度の発展、日本の家事審判手続への市民の参加、ウズベキスタンの司法制度改革を実施する際の市民の伝統的法意識の影響等々。

2005年9月、タシケント国立法科大学で「公法関係領域における法の支配：パラリーガル・プロフェッション」というテーマでシンポジウムが行われました。そこでは

執行権の活動および決定に対する司法的統制の機関として理解され、個人および法人または企業活動主体の権利および自由を保障することを使命とする十分な行政裁判システムの構築にウズベキスタンが取り組んでいることが報告されました。同時に、行政的違法行為ならびに刑罰の内容および体系についての伝統的な理解の再検討の範囲内で、行政責任制度の改革に重要な修正が予定されていることも報告されました。

また、行政法の問題に関する会議にサラトフ国立法科大学アカデミーおよびウラル国立法学アカデミーのロシアの2大学の代表が参加したことも注目に値します。

最近のことでは、2005年12月26日に、タシケント国立法科大学と名古屋大学の専門家達により「日本とウズベキスタンの憲法の現状と課題」というテーマで「円卓会議」が行われました。ご存知のように、どのような国家においても憲法はドグマではなく、それは絶えず進歩するものです。ウズベキスタンと日本もこの原則の例外ではありません。会談の中では、焦眉の問題として次のようなことが話し合われました。ウズベキスタン共和国憲法の分野における責任、立憲主義の文脈における日本の憲法改革とその比較的展望、ウズベキスタン共和国憲法の欠陥および類推、ウズベキスタン共和国の憲法改革、議会主義の発展の新たな段階。

日本法教育研究センターを開設するために、タシケント国立法科大学の招待により2003年1月に佐々木節子さんがタシケントに来られました。彼女は日本から来られた最初のボランティアで、当センターにおいて2年間にわたりタシケント国立法科大学の学生に日本語の集中コースで教えました。日本語上級コースのため、当大学では毎年、学生の入念な選抜を行い、日本語および日本法学習コースを好成績で修了した者には、将来、日本の主要な大学で4年間、日本語で勉強し、法学修士号を取得する機会が与えられます。

日本語上級コースのために、2005年11月からタシケント国立法科大学に2人目のボランティアの水上俊二さんが来られました。彼は日本法教育研究センターでの活動を向こう2年間引き継ぐことになっています。現在、当大学では日本語を学習する学生の3つのコースが既に始まっています。当大学の優秀な3名の学生は、2005年の秋に日本を訪れる機会を得ました。訪日の主な目的は、大学間での学生交流にもとづいて、2005年9月17日から30日に行われた国際セミナーへ参加することでした。このセミナーは、みずほ国際交流奨学財団と日本学生支援機構の共催で名古屋大学において行われたものであります。このセミナーに参加することで、我々の学生は法情報を交換する機会を得ました。とりわけ、学生間ネットワークの構築やアジア諸国における法科大学の役割について意見を交わしました。

こうしたことすべてが、ウズベク・日本関係の維持および発展に両国が関心を持っていることを示しているのです。

学と「日出づる国」との友好関係の当然の成果なのです。

ロシア語翻訳：中山顕（大学院法学研究科修士課程2年）

## モンゴル日本法教育研究センターへの期待

モンゴル国立大学法学部長

S. ナランゲレル

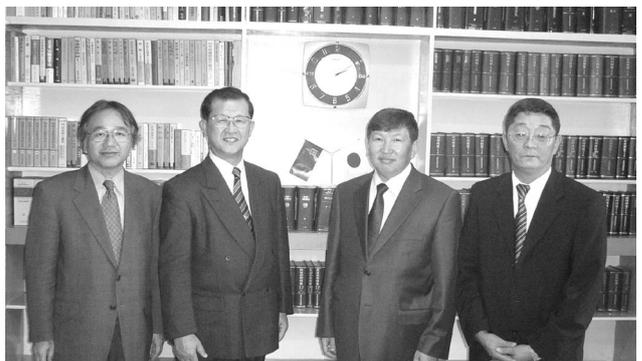


2005年8月13日、平野真一名古屋大学総長、佐分晴夫名古屋大学大学院法学研究科長をはじめとした名古屋大学代表

団を迎え、Tsガンツォグ・モンゴル国立大学学長の臨席の下、名古屋大学の日本法教育研究センター準備室がモンゴル国立大学法学部に開室されました。

2000年4月にモンゴル国立大学法学部と名古屋大学大学院法学研究科・法学部の間に学术交流協定が締結されて以来、学生・研究者の交換留学、国際シンポジウムの共催、共同研究、情報交換など様々な面での交流が進展してきました。このたび、モンゴル国立大学法学部に日本法教育研究センター準備室が開設されたことは、我々の共同事業が新しい段階に入ったことを示しています。

さらに、2006年9月には日本法教育研究センターが正式に開設され、同時に大学1年生から希望者を選抜した日本法コースが始まります。現在は、その開設に向けた準備を名古屋大学法政国際教育協力研究センターと協力して進めております。この日本法教育研究センターでは、名古屋大学を修了したモンゴル人講師がセンタースタッフとして常駐して日本語教育を行い、名古屋大学の法学教員が日本法に関する集中講義を行なうことにより、モンゴル人学生たちの日本語能力・日本法に対する理解は飛躍的に向上することでしょう。また、このセンターは日本の法律に関する情報の提供、教材の出版、共同研究、帰国した留学生へのフォローアップなどを行う計画で、モンゴル人研究者・学生・実務家・市民が日本法を学ぶ上で大きな役割を果たすことになるでしょう。



左より、佐分晴夫法学研究科長、平野真一名古屋大学総長、Tsガンツォグモンゴル国立大学長、S.ナランゲレルモンゴル国立大学法学部長

モンゴル国では、社会主義時代にはソ連によって、民主化後には国際機関・ドイツ・アメリカ・ソロス財団などによって法整備支援と法学教育支援が行われてきましたが、近年では支援国の法制度をコピーするのではなく、諸外国の法制度を比較研究した上でモンゴル国に最も適した法制度を構築するべきであるとの認識が生まれており、比較法に対する需要が高まりつつあります。このような認識から、2005年にはモンゴル国立大学法学部に比較法研究センターが設立されましたが、モンゴル人研究者による外国法研究はまだ発展途上にあります。その意

味からも、日本法教育研究センターの開設は、モンゴル国の外国法研究にとって大きな貢献となるでしょう。

また、民主化以後、ドイツ・アメリカ・日本などに留学したモンゴル人学生たちが帰国し、実務・教育・研究の第一線で活躍を始めておりますが、彼らが帰国後に外国の情報や書籍に接する機会は限られています。1995年にドイツのハンス・ザイデル財団がモンゴル国立大学法学部と最高裁判所にセンターを開設したのを皮切りに、日本センター、アメリカ情報センター、ドイツ図書館、フランス文化センターなどが相次いでウランバートル市内に開設され、各国の社会・文化・科学に関する情報提供、各国語の図書館機能の整備などを開始しました。しかし、まもなく開設される名古屋大学の日本法教育研究センターは、これらの機関の中でもずば抜けて高い目的と機能を持っており、関係者の間でも高い注目を集めています。

日本とモンゴル国は、現在大変良好な関係にあります。日本法教育研究センターの開設が両国の友好関係のさらなる発展に貢献することを期待したいと思います。

モンゴル語翻訳：中村真咲（法政国際教育協力研究センター特任講師）

しかし、良い思い出ばかりではありません。2年間を振り返って痛みを感じるのは、アンディジャンの反政府紛争を政府が武力で制圧したことです。この国の置かれた状況を考えればそうせざるを得なかったのかもしれませんが、正当な武力の行使と正当でない武力の行使に違いがあるのでしょうか。自国民の血を流すことを厭わない政府に対し失望を感じ得えません。歴史とは右に左に揺れながら良い方向に進んで行くものだと思いたいのですが、この事件からはウズベキスタンの将来が見えて来ないのです。賄賂、汚職が隅々までびこり、若い人は夢が持てず、人々は無力感に陥っています。

このような国において、何が効果的な援助なのかと考えた場合、息の長い仕事ではありますが、教育によって優秀な人材を輩出していくということしかないのではないのでしょうか。今、はっきりと言えることは、このような国だからこそ法整備支援が必要だということです。末端の末端ではありましたが意義あるプロジェクトの1員に加えていただいたことは感謝の念に耐えられません。

さて、「日本法教育研究センター」に期待することとして、法科大学に2点挙げたいと思います。

まず、名古屋大学に対してですが、

1) 核となる日本語教師を派遣するべきではないか

現状は名古屋大学の実体がないに等しいので、名古屋大学から長期派遣の教師を一人、JICAから一人派遣し、名古屋大学を中心とした体制作りが望ましいように思われます。学年が進むに連れて教師増員が必要であり、私は現地人教師を養成しましたが、日本語能力と日本語教師としての資質という二つの能力を持っている人は非常に稀です。(理想は日本留学の経験のある人を採用することですが)。また、確保できても日本留学が夢であり留学できてもウズベキスタンに戻ってくる保障のないのが現状です。「日本法教育研究センター」として発足した今日、法科大内部に日本語教育の拠点を作るべく努力を期待します。

次に法科大学に対してですが、

1) 日本語学習のチャンスを平等に与えるべきではないか

法科大学は大学のキャパシティの倍学生を取っているため、物理的に2部制になっています。従って全学生平等に日本語を学習するチャンスを与えるためには、教師の数が倍必要であり、また、教室の確保という視点からも、現状では不可能です。「日本法教育研究センター」として発足し、近い将来、法学教育も開始されるとなれば、現状維持という訳にはいかないのではないのでしょうか。

2) 法科大の主体性を前提とした、運営体制の確立が必要ではないか

何事においてもPR不足がこの国の常ですが、プロジェクトの意義、目的が学長、国際部だけにとどまり、法科大内部のコンセンサスが取れていないのが現状です。昨年9月に「みずほ財団」の招待で法科大の学生が3人訪日しましたが、帰国後彼らの報告が何よりの「日本法教育研究センター」のPRになりました。

最後に「日本法教育研究センター」のますますのご発展をお祈りしております。2年間、有難うございました。

## 日本法教育研究センターに望むこと



JICA日本語教師  
佐々木 節子

JICAの2003年4月募集で「ウズベキスタン」募集を知った時は家族中で「さあ、シルクロードを堪能できる」と小躍りして喜びました。幸い派遣が決まり2003年11月17日にタシケント国際空港に降り立った時の、胸の高揚は今でも鮮明に覚えています。そして、2年後、こうして原稿を書いている今も「もう一度タシケントの地を踏みたい。学生に会いたい。」と望郷の念が湧いてくるのです。

タシケントだけをもってウズベキスタンを語ることはできませんが、初めてタシケントの地を踏んだ時は驚きました。幅広い道路、見事な街路樹、大きな公園・噴水、宮殿を思わせる総大理石の地下鉄の駅。これぞ近代都市という見事な景観は日本では望むべくもないものばかりです。しかし、ここからは独立後のウズベキスタンの活力を感じることはできません。全てソ連時代の遺産で成り立っているのです。そのようなインフラもさることながら、人々の生活も物質的に決して豊かとは言えません。しかし経済発展こそが人間の幸福だと信じ、それに猛進して近代化した日本に比べれば、ウズベキスタンは物がなく、不便かも知れませんが、それを享受してしまえば、どうにかなるもので、日本にいては気づかない豊かさが見えてきます。ウズベキスタンのゆとりは人間を精神的に豊かにしてくれます。私はウズベキスタンの生活を堪能することができました。

# 国際シンポジウム「モンゴル遊牧社会と土地所有」

## 国際シンポジウム「モンゴル遊牧社会と土地所有」

法政国際教育協力研究センター特任講師  
中村 真咲



名古屋大学大学院法学研究科、同法政  
国際教育協力研究センター、文部科学省  
科学研究費（特定領域研究）「アジア法  
整備支援～体制移行国に対する法整備支

援のパラダイム構築～」および文部科学省科学研究費（基盤研究A）「モンゴル国における土地法制の法社会学的研究～環境保全と紛争防止の観点から～」は、2005年9月17日・18日に名古屋大学大学院国際開発研究科多目的オーデトリウムにおいて国際シンポジウム「モンゴル遊牧社会と土地所有～体制移行国における土地私有化の比較研究～」を開催致しました。

モンゴル国では、2002年6月に土地私有化法が採択され、2005年5月からモンゴル国の歴史で初めての土地私有化が開始されましたが、この土地私有化法の採択過程では、それまで土地私有化に強く反対していたはずの人民革命党が突如、土地私有化法を強行採択し、これに反発した人々による土地法反対運動が発生、多数の逮捕者を出すという矛盾に満ちたものでした。また、土地私有化による環境破壊や紛争多発によるモンゴル社会の混乱を懸念する声が世界のモンゴル研究者、ジャーナリスト、NGOによって上げられ、我が国においても、モンゴル国の土地私有化について少なからぬ報道や研究会がなされました。本シンポジウムは、2004年の夏から秋にかけて開催された3つのシンポジウム「モンゴル遊牧社会における土地利用」（2004年7月）、「モンゴル国における土地法制の諸問題」（2004年9月）、「中国の草原環境保護と沙漠化防止のための法制度」（2004年11月）を主催した研究者が一同に会して、それぞれの立場からモンゴル国の土地私有化について討論したものであり、2004年の各シンポジウムの成果と問題意識を引き継ぐものであったと言えます。

モンゴルが清朝からの独立を宣言して以来、この100年間の最大の課題は、「モンゴルをどのように『近代化』させるのか」（それは、カッコ付きの近代化ではありませんが）ということであったと言えます。建国期にモンゴル独自の「近代化」を目指しながら、1930年代にソ連型社会主義による「近代化」を余儀なくされ、1990年に始まる民主化によって社会主義という近代化路線を捨てて市場経済化という新しい近代化路線を選択し、その中で土地私有化という問題が浮上してきたのです。その意味では、土地私有化問題とは、モンゴル国にとって100年来の課題であった「モンゴル独自の『近代化』」という大きなテーマの中に位置付けられ、検討されなければならないでしょう。かつて、梅棹忠夫氏はその著書『狩猟と遊牧の世界』（講談社、1976年）で、世界の各地で行われている遊牧民の定住化・農民化政策が結果として遊牧民の悲

惨な貧民化を招いており、その背景には定住民側の遊牧に対するぬきがたい偏見がながれているが、そのような定住化・農耕化を無理にはからなくても、牧畜民というものは牧畜民のまま近代社会に適應する道があるはずで、それによって近代産業社会の中に牧畜社会として一つの安定した暮らし方を発見するようにしなければならない、と提言しました。本シンポジウムは、そのような問題意識を引き継ぎ、モンゴル遊牧社会における土地所有の歴史と現状を検討し、それを現在、世界的規模で進められている体制移行国における土地私有化の比較の中に位置付けることを目指して、我々は「モンゴル遊牧社会と土地所有～体制移行国における土地私有化の比較研究～」というテーマを掲げました。本シンポジウムのプログラムは、以下の通りです。



開会式（スフバートル法務内務省副大臣）

趣旨説明：中村真咲（名古屋大学法政国際教育協力研究センター特任講師）

基調講演：N. ルンデンドルジ（モンゴル国立大学法学部副学部長）「モンゴルで土地の個人所有が存在したか否かについての歴史的論争、その歴史・哲学・法学的分析」

### 第1部 土地私有化と紛争処理

Sh. バットスフ（モンゴル国土地管理局長）「モンゴル国の土地所有の現状と将来の展望」

A. ドルジゴトブ（モンゴル国最高裁判所判事）「土地をめぐる紛争とその処理の法的諸問題」

コメント：加藤雅信（名古屋大学大学院法学研究科教授）

### 第2部 土地私有化と牧地

マリア・フェルナンデズ・ヒメネス（コロラド大学助教授）「モンゴル国の2002年土地法に関する考察：家畜所有者と牧地への影響」（テレビ会議システムによる中継）

コメント：小長谷有紀（国立民族学博物館教授）

### 第3部 土地私有化の国際比較

J. アマルサナー（モンゴル国立法律センター長）「モンゴル国民の土地私有問題と国際協力」

山村理人（北海道大学スラブ研究センター教授）「土地私有化の国際比較（1）中央アジア」

奥田進一（拓殖大学政経学部助教授）「土地私有化の国際比較（2）内モンゴル」

コメント：榎澤能生（早稲田大学法学部教授）

#### 第4部 全体討論

加藤久和(名古屋大学大学院法学研究科教授)「今後の研究について」

全体討論

シンポジウムに先立って開かれた開会式で、平野眞一名古屋大学総長、Ts. スフバートル・モンゴル法務内務省副大臣、R. ジグジッド駐日モンゴル国臨時代理大使、相澤恵一法務総合研究所国際協力部長、坂本隆 JICAアジア第二部部長に來賓挨拶をいただき、続いてN. ルンデンドルジ教授による基調講演を受けて、4部構成のセッションが開始されました。本シンポジウムには、日本国内の法学研究者、モンゴル研究者、モンゴル国の土地私有化問題に関心を持つ一般の方々など100名を超える参加者を迎え、活発な議論が展開されました。

現在、名古屋大学法政国際教育協力研究センターが中心となって進めている科学研究費(基盤研究A)「モンゴル国における土地法制の法社会学的研究」では、モンゴル国における土地私有化が牧地・農地・都市部にどのような影響を与えているのかについて全国レベルでの法社会学的調査を4年計画で行う予定であり、本シンポジウムはこの4年間の研究プロジェクトの出発点として位置付けられましたが、十分にその目的を果たし得たと思います。各セッションでの討論内容については、松本恒雄教授、小長谷有紀教授、棚澤能生教授、加藤久和教授による各総括をご覧ください。また、本シンポジウムの報告と討論内容の詳細につきましては、後日刊行予定の報告書をご覧ください。

なお、本シンポジウムは、我が国における戦後の法学研究がモンゴル国を取り上げる初めての試みでした。遊牧社会における土地私有化や法整備は、農業社会のそれとは大きく異なるものであり、モンゴル法を研究する最大の意義とは、そのようなアジアの法と社会の多様性を見つめ、そして自分たちの法と社会のあり方を相対化する契機となることであると思います。本シンポジウムを出発点として展開していくモンゴル土地法研究プロジェクトが、アジア法研究の可能性を広げていくことを期待したいと思います。

最後に、本シンポジウムは、2ヶ国語による同時通訳(第2部においては3ヶ国語)モンゴル牧地研究で著名なマリア・フェルナンデズ・ヒメネス助教授とのテレビ会議システムによる討論、十分な議論を確保するためにフロアとの討論時間を思い切って長くとったプログラムなど、実験的な試みに満ちたシンポジウムとなりました。そのような困難にも関わらず、活発な議論が展開できたのは、卓越した通訳によって議論を可能にして下さった大東亮氏とL. ガルタ氏、モンゴル側コーディネーターを務めて下さったB. アマルサナー助教授、そして本シンポジウムの意義を理解し意気に感じて技術的・事務的な面から支えて下さったCALEスタッフなど、多くの皆様のご尽力によるものでした。上記の皆様に心からの感謝を捧げます。

## モンゴルにおける土地私有化と紛争処理

一橋大学大学院法学研究科教授

松本 恒雄



シンポジウム1日目午後に行われたセッション1「土地私有化と紛争処理」では、モンゴル国土地管理局長のSh バットスフ氏による「土地私有化の現状」が、

2003年5月から2005年5月までの土地私有化の進捗状況を数字を挙げて報告し、モンゴル国最高裁判所判事のA. ドルジゴドブ氏による「土地をめぐる紛争とその処理の法的諸問題」が、土地をめぐる紛争、とりわけ土地保有をめぐる紛争を実例を挙げて紹介するとともに、その処理のための法的課題を検討した。これら2つのモンゴル側の報告を受けて、加藤雅信名古屋大学大学院法学研究科教授から、同教授の著書『「所有権」の誕生』を背景にした広い視点からのコメントがなされた後に、フロアからの質問を受ける形で討論が行われた。

バットスフ氏によると、2005年6月25日現在の土地私有化の状況は、次のとおりである。

#### 首都

保有・利用していた土地を家族用途で所有 50,240名、 2,513ha  
新たに家族用途で土地所有 1,260名、 88ha

#### アイマグ(県)全体

保有・利用していた土地を家族用途で所有 44,363名、 6,036ha  
新たに家族用途で土地所有 17,670名、 3,814ha  
経済活動用途で土地所有 51名、 18ha

#### 総計 113,584名

そのうち、登記所に土地を登記し権利書を取得した人数

首都 51,500名中 10,802名 (20.9%)

アイマグ 62,084名中 9,793名 (15.7%)

全国 113,584名中 20,595名 (18.1%)

首都で所有土地を担保に融資を受けた人数 2,932名

申請率が2割とまだ低いことから、申請期限が、2008年5月まで延長された。申請率が低い理由の一つには、多くの国民にとって土地の私有が経済的に得なのか損なのかの判断がつかかっていることにあると思われる。政府もこの点を意識しており、2003年秋には、固定資産税法が改正され、大幅な減税が実現された。すなわち、従来、資産価格の0.6%の税金が課されていたのが、家族用途の土地で95%ないし98%の減税、農地については一律95%の減税が実施された。その結果、たとえば、首都で、500㎡の土地を家族用途(宅地用)として「保有」している場合は、政府に年間2200トゥグルクの地代を支払っていたのが、この土地を無償で取得して「所有」すれば、年間1980トゥグルクの税を納めるだけでよくなる。

もう一つの理由は、ウランバートルでは、8万戸がゲルに、15万戸がアパートに住んでいるが、そのうち、まず、ゲル住民の土地私有化が先行しており、アパート住民については後回しとされていることにある。さらに、アパート(区分所有建物)とその敷地の関係をどのよう

に法的に構成するのかがまだ決まっていないということもある。

土地私有化法施行法 1条では、土地私有化法の公布日である 2002年 6月 27日に家族登録がなされている家族が私有化の申請の有資格者であり、その時点において単身で生活していた者は土地所有権を取得することができないとされていた。この点は、2004年 9月にウランバートルで行われた国際シンポジウム「モンゴル国における土地法制度の諸問題」においても、モンゴル側参加者から批判がなされていたが、法律を改正して、公布日の後に婚姻した者も申請することができるようにする計画がある。有資格家族数は 56万戸であったのが、若いカップルを中心に 3万戸程度増える見込みである。

私有化された土地の担保としての流通はまだ微々たるものである。この理由として、経済活動用途（宅地・農業以外の用途）での土地の私有化が基本的にまだ始まっていないこと、土地と地上建物が別々に登記されて別々の権利書が交付されていること、自己の所有地を他人に保有または利用させる場合には政府から許可を得なければならないことなどが指摘されている。

しかし、バットスフ氏は、今回の土地私有化は、モンゴルの歴史上初めて国民に土地を所有させるという全く新しい試みであったが、成功裏に始まり、これまでに次第に安定してきており、当初見られた誤解や困難は解消され、今後、安定的に進む環境が整備されてきた、と総括している。

ドルジゴドブ氏の報告では、2002年の土地法改正・土地私有化法成立以降、裁判所が処理した土地紛争事件の 15%が土地保有契約とその締結規則違反、31%が他者の保有・利用にある土地についての紛争、30%が行政機関の違法な決定を無効にするための紛争、残りがその他の紛争であった。

土地所有をめぐる紛争事例については紹介されなかったが、土地保有については、同一土地の保有権について別々の私人・組織に二重に付与される例が多く、紛争も多発していることから、所有権についてもこれから紛争が顕在化してくるのではないかと推測される。

地下資源や石油に関する法令は、土地法・土地私有化法とは別のものであるが、両者を比較研究し、これらに関連して生じている紛争やその処理状況について総合的に評価することが重要であるとドルジゴドブ氏は指摘している。



ルンデンドルジ博士による基調講演

## モンゴルにおける土地関連諸法のもたらす遊牧へのインパクト



国立民族学博物館教授  
小長谷 有紀

1992年の憲法において土地私有化の方向性が提示され、続いて 94年に土地法が制定され、さらに 2002年には当該土地法の改正と同時に手続法としての土地私有化法が制定された。これらの土地関連諸法は 04年から施行され、すでに土地の私有化ならびに占有権の名の下での実質的な私有化が始まっている。土地をめぐる投機現象と名付けてよいであろう。

ただし、そうした投機現象は都市部とりわけ首都において顕著であって、地方草原部での変化はそれほど明示的ではない。後者に関する報告の最適任者として私たちは Maria E. Fernandez-Gimenez 氏に白羽の矢を当てた。彼女は自然資源の管理を専門とし、モンゴルでの現地調査にもとづいてカリフォルニア大学パークレイ校で博士号を取得し、現在はコロラド州立大学の准教授である。あいにく日程の都合がつかず、来日は叶わなかったが、テレビ会議として参加していただくことができた。その実りを以下 4 つに分けて紹介する。

第 1 に、土地関連法における草原利用の問題点をあらかじめ抽出しておく。第 2 に、会議における Maria E. Fernandez-Gimenez 氏の報告をまとめる。第 3 に、会議でのコメントと続く議論の概要を示す。第 4 に、こうした議論を生かして私見を述べる。

現法のもとで草原部では以下の如く 2 つの大きな道筋で土地利用に影響があると推測される。まず、土地法において牧地（注 1）は私有化の対象ではないと明記されているが、牧地の定義はなく、地図上で区画されているわけでもないため、牧地でない利用が促進されることによって私有化の対象となり、結果として土地の劣化や狭小化が進み、遊牧（注 2）の維持が困難になる可能性がある。

遊牧は移動性が高く、土地に対して積極的かつ集積的な投資をしないことによって環境保全を果たす生業形態である。ただし、冬营地と春营地においては畜糞の集積など労働力投下がなされてきたし、また社会主義的近代化の過程で家畜用の囲いや畜舎が建設されるなど資本投下が見られる空間でもある。そこで冬营地と春营地については占有権が設定されているのであるが、この占有権の設定によって私有化が準備されることとなる。ところが、この占有権の主体は宿营地集団（注 3）である。宿营地集団はそもそも季節的移動とともに離合集散を繰り返すので、権利主体が確定しないという法的矛盾を抱えている。すると、権利観念が増強されるに伴って家族ごとに宿営する可能性が高い。かつては自然環境の不安定さに対応して社会集団が随時、再編成されてきたので、こうした社会的柔軟性を喪失することによって、遊牧の維持が困難になる可能性もある。

以上のような問題点を把握している彼女は、1994年と2002年の2つの土地法について「法律上の文言」ならびに「施行後の遊牧民の態度」の両面を比較するという明晰な構成をとって実証的な報告をおこなった。彼女によれば、1998年の段階で法律の知識に関しては地域差が大きく、実際に施行されている地域ではもっぱら貧困世帯が占有権を得ていなかった。すなわち、法へのアクセスという面で明らかに貧富の差が反映されており、したがって土地法の存在は経済格差のさらなる拡大をもたらすと推測されよう。ただし、その後の詳細は未調査ゆえ不明である。1994年の土地法における文言の曖昧さはあいかわらず残ったままであることを彼女は問題視し、また土地の質に関する観点が無いことを環境保全の観点から憂慮している。2004年以降の実態については行政担当者に対する予備的ヒアリング調査の方法論として質問表を添付したうえで、土地法のインパクトが不明であることを明示した。言い換えれば、長期的な観察を伴う本格的な研究が今後、必要であることが明らかとなった。



テレビ会議による討論

本セッションでコメンテーターの任にあった私は、論点をまとめる代わりに最も触発された点を3つに絞った。第1に、彼女による比較の視点は、この10年間の社会変化を視野に入れなければならないことを示唆している点。第2に、テイラー放牧法のもつ矛盾の指摘は、手本として参照すべき法の事例はなく、独自の創意工夫を要することを教示している点。第3に、文言の曖昧さの抽出は、伝統的慣習との接点があるところに用意されているという評価への転換も可能である点。以上の3つである。

法学者を主体とする会議であるため、その後の議論はもっぱら文言の曖昧さのなかでもとりわけ興味深い「占有権」について集中した。最後に報告者からは、環境保全型経済としての遊牧を維持するためには地方行政の末端レベルで調整機能が果たせるようにすべきであるという提案が述べられ、セッションが終わった。この提案はしかし、研究会に参加したモンゴル人からみれば現状追認にすぎないと受け止められたようで支持されなかった。

3ヶ国語を用いていた困難さにもかかわらず、議論は活発に行われた。法学とそれ以外の人文・社会科学による学際的セッションであったことがとくに評価される。

当初、大きな抵抗勢力がある中で成立した土地法は、土地の私有化が無かった歴史を考慮し、遊牧の特質に配

慮したものだ。つまり「占有権」や「宿营地集団」などの曖昧さこそは伝統への配慮であり、いわば「伝統とグローバリズムの接合点」として提示されたと考えられる。しかし、その曖昧さは現在では、もっぱら利権の入り込む余地となっている。したがって、こうした利権を取得している側からの政治学的アプローチが今後の研究には不可欠となるだろう。土地はパワーゲームの最も中心的標的と化しているのである。

注1 モンゴル語ではbilcheerという。播種をともなう牧草地であることは極めて稀であるため、本稿では「牧地」と訳す。

注2 近代的産業化にともなってmalajakhu(牧畜やnuudelin malajakhu(移動牧畜という用語がモンゴル語で創出された。本稿では、その移動性の高い生活様式と一体となった生産方法に注目してnomadic pastoralismを採用し、「遊牧」とする。なお、近年の移動性の減少に注目したmobile pastoralism「移動牧畜」という表現は、「土地と家畜と労働力という3つの生産財」がすでに解体されて存在し、自由な組み合わせが可能となっている中国内蒙古自治区の実態を表現するには適している。

注3 モンゴル語ではkhotail(ホト・アイル)という。ホトとは現在では町の意で使われているがもともと宿营地を共同で利用することによって家畜の群れが統合された際の、家畜の寝る場所をさし、アイルとは家庭の意味であって構造物としての家ではなく、概念としての家であり、いわば人の寝床である。1930年代のシムコフの調査によれば、当時は単純にホトと呼ばれていた。

## シンポジウム：論点と課題

早稲田大学法学部教授  
糊澤 能生



アマルサナー教授は、モンゴル国における法整備に際し、これまでいかなる国際協力・支援が展開されてきたかについてご報告された。私は、これを伺って、従来の国際機関や各国の法整備支援が、基本的には市場、特に土地市場形成のための基盤整備を目的になされてきた、と理解することができたように思う。この目的実現の方向に沿って、土地法も改変されてきたのであり、一日目の議論の対象となった、保有権と所有権の関係、保有権の所有権化も、こうした流れの中で捉えることができるのではないかと思う。

まずこの視点から、保有権と所有権の関係という論点について整理しておきたい。

ナランゲレル教授は、所有権には処分権があり、保有権には処分権がないということで、両者の違いを説明された。これは土地法3条の定義に基づく説明だと思う。小

長谷教授もこの理解をもってコメントされた。他方土地法38条は、土地保有権利証書の他者への移転、ならびに担保権の設定について規定しており、保有権にも処分権限が認められている。アマルサナー教授が紹介された土地保有権利証を石炭採掘業者へ売却しているという事実もこの条項によっていると思われる。但し、他者への移転と担保権設定に際しては、官庁による許可が必要であることが、土地法35条1項2号に規定されている。

したがって所有権と保有権の違いは、双方とも処分権限があるものの、所有権には完全な処分権が帰属するのに対し、保有権には制限的な処分権が帰属する、ということができるように思われる。また保有権は、官庁との土地保有契約に基づき、契約に記載された用途に従った土地の利用を義務付けられる。これに対して土地私有化法で用途規制がかけられているのは農地だけである。家族生活用地と、農地以外の営業用地として私有化された土地には、用途規制がかけられていない。ここにも所有権と保有権の違いが現れているように思われる。

これらの違いをやや一般化すると、土地法上の保有権とは、土地を生活手段や生産手段として、すなわち使用価値として把握する法カテゴリーであるのに対し、土地私有化法上の所有権とは、土地を抽象的な価値、交換価値として捉える法範疇だということになる。山村報告において、「不完全な所有権」と表現された権利、「私有化の3つの位相」の第1番目の位相、農地の所有権の個人への配分とこのレベルでの所有権、あるいは大江教授が紹介された「相続可能な終身保有」も、使用価値を把握する保有権に当たると思われる。ところでベトナムも80年代の後半に土地法を制定し、農民に、専属的に使用できる権利としての土地使用権を付与した。この使用権は当初、譲渡、賃貸、抵当権設定を禁じられた、農地を生産手段として把握するための使用権＝保有権だった。ところが、この使用権の流通を可能とする法改正が次々と進められ、農民のみならず経済組織に対しても譲渡可能な権利へと性格変化を遂げた。これによりメコンデルタにおいては、急速な農民層の分解が生じている。カザフスタンでも農地利用権の売買、譲渡、賃貸、抵当権設定が認められ、事実上の農地所有権の個人への集中が進み、農民の多くが農地の権利を譲り渡して無産労働者化している現象があることが、山村教授により報告されている。このような展開を見るにつけても、保有権＝「制約を課された所有権」の存在を、完全な所有権へと移行する運命にある過渡的存在として消極的に捉えるのではなく、これをむしろ当該社会の伝統が要請する積極的な権利形態として理解する視点が必要ではなからうか。この点は、小長谷教授が法概念のあいまいさの効用について語られた観点と合致すると思われる。

もっとも土地私有化法により私有化された農地所有権は、許可なく譲渡することができるものの、取得者はこれを農地として使用することを義務付けられる。農地所

有者は、農地として土地を使用していることの証明を自己の費用でしなければならない(27条2項8号)。このように農地に関していえば、所有権に比較的大きな制約がかけられており、保有権との距離は遠くない。こうした規定は、保有権から所有権へという転換にブレーキをかけるものであり、民法に規定される絶対的所有権との整合が図られるべきだ、との見方がありえよう。モンゴル民法のコンメンタールを執筆しているドイツ・ニュルンベルクの州高等裁判所判事も、このような見地に立ち、市民が、事情の変更により例えば農耕地を建築用地として売却することを望む場合、少なくともこの市民による用途変更申請について、私有化法が規定していないことに疑念を抱いている。1日目の加藤雅信教授のコメントも所有権に対する制約の撤廃を提案されるものだったと受け止めた。

しかし、農地取引が他のあらゆる資本取引同様に自由であらねばならないとする考え方は決して一般的ではない。土地は増産できないにもかかわらず不可欠のものだから、その利用を、個々人の任意に委ねることは許されず、法と社会は、むしろ土地に他の財よりも強い程度において公共の利益を認めることを要請しており、土地を法取引において動産同様に扱うことはできないという基本認識から、農地取引を規制する法システムをもつ国は少なくない。日本の農地法はまさにその例であり、農地法による農地取引規制があったおかげで、日本にまだ農地が残っているのである。私はこうした認識に立って日本の経験につき昨年のもンゴルシンポジウムで講演をした。日本の農地法と同じ農地取引規制をもつ国として例えばドイツ、スイス、オーストリアをあげることができる。EU裁判所も、EU加盟国が国内法としてもつ農地取引規制は、EC条約に定める資本取引の自由と抵触しない、という判決を出している。

国際機関や欧米諸国による従来法の整備支援は、土地という特殊な社会的財物の所有権に対する、こうした洗練された法文化に必ずしもセンシティブであったとはいえないように思われる。私たちの研究プロジェクトに独自性があるとすれば、このような視点を強調することにあると考えている。

次に牧地は、私有化の対象からはずされている。そのことの正当性は、1日目にルンデンドルジ教授が強調されたことに尽きている。しかしこの点をめぐっても、モンゴル国内で考え方に対立があることを、同教授の報告を通じて知ることができた。遊牧を、生産力の高いとされる定着牧畜に転換すべきだという主張が、有力に展開されているとのことであった。加藤教授もコメントの中で、このような方向を目指すべきことを主張された。こうした方向性への模索の中で、牧地に対する権利関係をどうするかについて、議論が展開されているとのことである。農水省の鈴木由紀夫氏は、私たちの研究会で、牧地への土地保有権の導入が検討されていることを報告さ

れた。これは土地法52条5項で、集中定住牧畜の採草地につき、利用権を認めている現行規定を、保有権に転換しようという議論ではないかと思われる。さらにマリア助教授の報告から受けた私の印象は、法律の上で、所有、保有、利用を明確に峻別しても、牧民の意識は、この区別を正確に反映するわけではなく、牧地に対する所有意識が芽生え、定着していくということである。こうして一方で法律の上で、他方で牧民の意識の上で牧地といえども利用から保有、保有から私有へという方向へ、歩み始めているのではないだろうか。このような方向性がモンゴルにとって進むべき進路か否かについて考える際に大きな手がかりとなると思われるのが、内モンゴルの経験であろう。奥田報告は、まさにこの点を力説するものだった。遊牧をやめ、定着型の農耕と牧畜を行わせる、いわゆる定住化政策を積極的に推進してきた内モンゴルでは、土地の過剰利用が大きな問題を引き起こしている。内モンゴルの研究は、今後の研究課題として重要である。総じて、経験的調査に基づきながら、モンゴルで進行している事実を明らかにする中で、牧地の私有化の方向の是非について考えることが、私達の研究内容の中心的な課題となるはずである。

## 「第4部 全体討論」を振り返って



大学院法学研究科教授  
加藤 久和

第4部では本シンポジウムの締めくくりとして、本シンポジウムの成果をどのように今後の研究に生かしていくのかという視点から全体討論が行われた。

まず、筆者から科学研究費特定領域研究(基盤A)「モンゴル国における土地法制の法社会学的研究」(平成17~20年度、研究代表者・加藤久和)の概略について報告した。すなわち、本研究では、モンゴル国の法学者による土地法制の改革案の提言に協力するため、2005年度から2008年度までの4年間にわたって全国レベルでの法社会学的な実態調査を行う。なぜなら、土地に関して実効性ある法制度を構築するためには、まず土地の所有・利用・処分・紛争解決において現に妥当している法規範を明らかにする必要がある、その際には社会主義以前の土地に関する法・法規範、社会主義法、現行法という重層的な関係を念頭に置きながら、それぞれの影響がどのように及んでいるかに留意しつつ、法社会学的な実態調査を踏まえて研究を行うことが有効と考えられるからである。しかし、モンゴル国の法学には法社会学という手法が存在しないので、本研究プロジェクトでは、実態調査を日本人研究者とモンゴル人若手研究者が共同で行うことにより、法社会学的な思考や方法論、問題意識が共有

され、将来的には法整備にあたってモンゴル人研究者自身の手による法社会学的調査が行われるようになることを目指している。



国際シンポジウムの参加者

これを踏まえて、研究分担者の松本恒雄教授(一橋大学大学院法学研究科)、小長谷有紀教授(国立民族学博物館)、糊澤能生教授(早稲田大学法学部)から、今後の研究のために以下のようなコメントを頂いた。

まず、松本恒雄教授からは、外国人の民法学者から見たモンゴルの土地法・民法上の制度という視点から3点のご指摘を頂いた。第一に、今回のシンポジウムでかなり議論になった *ezem sh ikh* (保有) という概念についてで、2002年改正民法における *ezem sh ikh* は、日本法・ドイツ法で言うところの占有であるのに対し、2002年土地法・土地私有化法の *ezem sh ikh* は日本の法律用語で言う占有ではなく、むしろ占有することができる特殊な権利、つまり占有することができる権利の中の非常に特殊なタイプの権利、それは国家から与えられる権利であり、相続可能な終身保有権という特殊ロシア的概念が土地法に入り込んで来ている。それを混同して同じものとして議論するから混乱するのではないか、というご指摘だった。第二に、土地法は土地法だけの論理でできていて、土地使用権を商品化して流動化させる部分、そこは民法の課題のはずなのに、その民法の規定との接合を考えていないのではないか、というご指摘だった。第三に、共同利用というのが遊牧の本質であれば、そこにおける遊牧民が持っている権利とは、入会権の性質を持ったものであるというように民法学の観点から見ることができるが、入会権の主体、入会団体をどの範囲で見るとは大変困難であり、モンゴルの土地法において、入会権的な権利をもう少しはっきりとさせないと遊牧地の権利関係については議論がしにくいので、都市的あるいは農民的な土地利用とは明確に区別した言葉を考えて議論する必要がある、とのご指摘だった。

次に、小長谷有紀教授からは、文化人類学者の視点から土地法が遊牧に与える影響を実態調査によって観察していくことの必要性が指摘された。すなわち、遊牧とは家畜・人間の労働力・牧地という3つの生産資源を非常

にフレキシブルに組み合わせることがポイントであるが、内モンゴルでは漢族の入植とモンゴル族に対する定住化政策が進められた結果、その3つの生産資源を移動によって臨時に組み合わせることが既にできなくなっている。モンゴル国においても、2002年土地法・土地私有化法の影響によってこれがどう変わっていくのかを考えていかなければならないが、そのためには日々変わっていく現象を把握するために、法学者も社会の実態の中に出て行き、都市・農地・牧地で何が起きているかを現場で見ることに努力すべきであり、そのためにこそ学際研究として法学者と文化人類学者が共同研究する意味がある、とのコメントを頂いた。

最後に、糊澤能生教授からは、法社会学の視点から調査票をモンゴル・日本側の共同作業として作成する必要性が指摘された。すなわち、体制移行国に対する法の移転という非常に包括的な歴史現象を分析する研究プロジェクトでは、多段階的な研究のレベルを想定し、それぞれの段階に必要な学問的な作業を遂行することが必要であり、「試行法」としての土地法・土地私有化法が現実の社会にどのような影響を及ぼすのかということを経験的な調査に即して明らかにしていくことに当面は集中することになる。そのために必要な作業として、日本側では、人類学・法律学・農業経済学・法社会学といったインターディシプリナリーなチームを作って調査票案の作成にあたり、これをモンゴル側の先生方に改善して頂くことによって調査票を作るという、日本側とモンゴル側の共同作業の重要性をご指摘頂いた。

糊澤教授のコメントを受けて、モンゴル側からは、ルンデンドルジ副学部長（モンゴル国立大学法学部）、スフバートル副大臣（モンゴル法務内務省）、ナランゲレル学部長（モンゴル国立大学法学部）から共同作業のための全面的な協力が約束され、モンゴル国と日本の研究者によるモンゴル土地法研究が次の段階に入ったことが確認された。

このように本シンポジウムは、モンゴルの「近代化」の歴史に土地私有化問題を位置付け、土地私有化をめぐる現状と課題を浮き彫りにし、この解決のために必要な学問的な作業を検討するという所期の目的を十分に達成することができた。2ヶ国語による同時通訳（第2部においては3ヶ国語）という困難にも関わらず、完成度の高い国際シンポジウムが実現できたのは、何よりも報告者・通訳・事務局の方々の熱意の賜物であり、また科学研究費（特定領域研究）「アジア法整備支援」によるCALEの5年間の経験とノウハウの蓄積によるところが大きい。

ここに、本シンポジウムの開催のために尽力された皆様に対し、心より感謝を申し上げます。

## S. ナランゲレル博士 名古屋大学 名誉博士記授与式

大学院法学研究科長  
佐分 晴夫



S. ナランゲレル博士（モンゴル国立大学法学部長）に対する本学名誉博士記（第14号）の授与式が、9月17日（土）

午前、国際開発研究科棟多目的オーデトリウムにて行われました。

名誉博士記授与式では、平野総長、森、杉浦、若尾、豊田の各理事、佐分法学研究科長、杉浦法政国際教育協力研究センター長など多数の本学関係者および、スフバートル法務内務省副大臣、ジグジッド駐日モンゴル国大使館臨時代理大使、モンゴル国立大学法学部関係者、モンゴル国からの留学生たち、ナランゲレル先生のご家族などの多くのモンゴル関係者が見守る中、平野眞一名古屋大学総長より名誉博士学位記がナランゲレル博士に授与されました。その後、平野総長から、ナランゲレル博士の本学および日本への多大な貢献に感謝し、両国の架け橋としての一層のご活躍を期待したいとお祝いの言葉がのべられ、それに対してナランゲレル博士から、今後とも名古屋大学とモンゴル国立大学の学术交流ならびに両国の国民間の友好協力関係を発展させるために貢献したいとのご挨拶がありました。

ナランゲレル博士は、モンゴル国を代表する法律家であり、同国で最も尊敬されている法学教育者であります。博士は、1953年にモンゴル国ウランバートル市でお生まれになり、モンゴル国立大学法学部を卒業、同学部で講師として研究と教育に携わる一方で、モンゴル検事総長補佐、検察庁総務局長等を歴任するなど実務の分野でも活躍してこられました。しかし、博士の同国におけるもっとも顕著な貢献は、1990年に始まる同国の民主化運動において、かつて反体制の象徴であった「抵抗詩人」チヨイノムをはじめとする社会主義時代に肅清された人々の名誉回復に尽力し、法律面から「無血の民主化」を支えたことでしょう。博士が、民主化運動の最中であった1990年に出版された裁判記録集『免罪・チヨイノム』は、社会主義時代の言論弾圧の実態を明らかにし、表現の自由を確立する上で重要な役割を果たした画期的な著作であり、同国の民主化を象徴する本として強い印象を残しました。

民主化後は新憲法下で初の国会選挙に無所属で立候補・当選し、国会議員として同国の改革にあたり、また国会議員を退いた後は、モンゴル弁護士会会長として弁護士の職業倫理の確立、弁護士制度の再編に取り組んだほか、国連ヘリコプター事故（2000年）におけるNHK記者の遺族側弁護人、丸紅事件（2002年）の日本側弁護人を務めるなど、同国における在留邦人・日本企業の権

利確保にも多大な貢献をされました。

本学法学研究科は、1995年からモンゴル国立大学法学部との交流を進めており、2000年4月には学術交流協定を



平野眞一総長よりS.ナランゲレルモンゴル国立大法学部長への名古屋大学名誉博士記授与

締結し、多くの留学生を受け入れています。また、法学研究科・法政国際教育協力研究センターは、モンゴル国立大学法学部との共催で国際シンポジウムを2004年9月にモンゴル国で、2005年9月には名古屋で開催し、2006年9月にはモンゴル国立大学法学部に本学の日本法教育研究センターを設立する予定であるなど、本学とモンゴル国立大学法学部との学術交流は非常に盛んでありますが、これらの交流および日本とモンゴル国の法律分野での国際協力は、博士の尽力なしには実現することはなかったと言えます。博士のこれまでのご尽力に感謝すると共に、両国の架け橋としての一層のご活躍を期待したいと思います。

名誉博士記授与式でのナランゲレル博士のご挨拶を以下に翻訳してご紹介いたします。

### 名古屋大学名誉博士記授与に対する挨拶

モンゴル国立大学法学部長  
S. ナランゲレル

名古屋大学の親愛なる平野眞一総長閣下、佐分晴夫法学研究科長、法政国際教育協力研究センターの杉浦先生センター長、並びにここにご参列の名古屋大学の教授・助教授の皆様、今日ご参列頂きました皆様、世界の先進国である日本の著名な大学である名古屋大学より名誉博士号を賜り、それを自ら受け取るという誰にでも得られるわけではない幸運がモンゴル国立大学の教員の私に訪れたことに対し、真に心から感謝を申し上げます。

学術におけるこの名誉ある称号は、私が昨年名古屋大学の客員研究員として名古屋大学に迎えられていた時期

にLegalSystem of Mongolia(2004年)という250頁の著書を英語で著し、モンゴル国の法制度の歴史的発展、特にチンギスハーン時代の国家制度や法制度が世界に果

たした役割、現代の体制移行期の法制度について述べ、名古屋大学の先生方に監修して頂きましたが、私たちのこの共同著作に対して与えられたのであろうと思っております。また、この名誉ある称号は、最近の数年に私が書いてロシアのモスクワ国際関係大学、中国の内蒙古大学、ドイツのミュンヘン大学の著名な教授陣が編集され出版された書物に対しても与えられたものであると認識しております。そしてまた、この名誉ある称号は、モンゴル国立大学と名古屋大学の協力関係を発展させるために、私の小さな貢献を大きく高く評価して下さいましたものであると考えております。

この名誉ある称号は、今後、法学教育・法学研究に一層精進するための勇気と希望と力を私に与えて下さいました。名古屋大学の名誉博士号という栄誉ある称号は、私たちの大学間協力にとどまらず、両国の国民間の友好協力を発展させるためにも大きな貢献をしなければならないと私に課していると感じております。

尊敬する名古屋大学の平野眞一総長閣下、名古屋大学大学院法学研究科は両国の法学教育の発展に歴史的に重要な役割を果たしております。日本の法学教育を修了した多くの若いモンゴル人法律家が同研究科で育成されています。また、同研究科は、私個人にとっても常に最も敬愛して止まない第二の母校となりました。名古屋大学には何度も訪問し、そして客員教授として腰を据えて研究した名古屋大学大学院法学研究科の心地良い研究室、宿舎であった国際交流会館、真に誇るべき大学図書館、そこで私が読んで考えたことがら、書いた本、そこで書き始めて今でも書き続けている辞書、友人となった日本の先生方、日本の習慣や文化、美しい自然や海など、たくさんの方が思い出として強く残っております。

日本の皆様の勤勉さ、高い倫理、友好的な性格を、私は歩むたびに感じていました。このような機会を私に与えて下さり、暖かく私を迎えて下さった皆様に、改めてこの場を借りて感謝を申し上げます。この名誉ある称号を栄誉を持ってお受けすることを皆様の前に表明致します。どうも有難うございました。

モンゴル語翻訳：大東亮(駐日モンゴル国大使館)

## ハンガリーシンポ「グローバル化における社会変動と諸法典の再編纂」開催さる



大学院法学研究科教授  
定形 衛

2005年11月13日、法学研究科はハンガリー科学アカデミー法学研究所との共催で国際シンポジウム「グローバル化における社会変動と諸法典の再編纂」を開催しました。本シンポジウムは2005年度から二年間にわたって採択された日本学術振興会の二国間共同研究事業によるものです。本共同研究は、欧米諸国によるハンガリー法整備への関与、さらにハンガリー社会の法整備、法典化の受容について総括的かつ比較法学の視点から議論を掘り下げていくことを中心課題としています。

シンポジウムの冒頭、法学研究所長ラム教授の基調講演「原子力法の新たな波」は、今日「核の脅威」が再び高まるなか、「原子力損害責任」、「原子力安全」、「核物質防護」など「核」を取り巻く法規制に関しての時宜を得た報告でした。周知のように2005年のノーベル平和賞は、国際原子力機関（IAEA）とムハンマド・エルバラダイ事務局長に授与され、同機関の原子力エネルギーの平和利用推進を中心とする核不拡散への貢献が高く評価されたのでした。また、2005年4月の国連総会は、核兵器や放射性物質を使ったテロリストの攻撃を防ぐための「核テロ防止条約」を無投票で採択しています。



左より、C.ヴァルガ教授、V.ラム教授、Z.ペテリ教授

以下、基調講演の骨子を紹介しておこう。

1. 原子力損害賠償に関しては、国境を越えた原子力事故に対する損害賠償を定めた「原子力分野における第三者責任保障条約」(パリ条約)と「ブラッセル補足条約」を改定する議定書が、2004年2月11日にパリの経済協力開発機構・国際原子力機関で調印されたことが紹介されました。また、パリ条約は、国境を越えた影響を及ぼす原子力事故時の原子力施設の運営者に対する無過失責任と責任集中を定め、また、ブラッセル補足条約は、パリ条約の責任制限限度額を定めたものであったが、今回調印されたパリ条約改定のための議定書は、現行の損害賠償額 最低責任限度額 を上げたものとなった点が指摘されました。

2. 核物質防護条約については、2005年7月に「核物質及び原子力施設の防護に関する条約」に改正すること

が決定され、平和的目的のために使用される核物質や平和的目的のために使用される原子力施設の世界的かつ効果的な防護を達成し、維持すること、ならびにそのような物質及び施設に関連する犯罪を世界的に防止し、撲滅することの重要性が述べられました。

3. 放射性廃棄物処理については、使用済核燃料や放射性廃棄物の安全管理のための法令上の枠組みを定めることを締約国に義務付け、使用済核燃料や放射性廃棄物の管理水準を世界的に引き上げることが目的とした、「使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約」が1997年に採択され、2001年に発効されたことが紹介されました。

## 法解釈の位置付けをめぐって

大学院法学研究科助教授

大屋 雄裕



第2セッションでは「グローバルイゼーションの時代における法典化」というテーマの下で、早川弘道教授（早稲田大学法学部）の司会により3名の報告が行なわれた。まず

ツァバ・ヴァルガ教授（パズマニー・ペーテル・カソリック大学（ブダペスト））は「第3ミレニアムの境における法典化」と題した報告において、現在ヨーロッパ統合の一環として進められている法典編纂、特に私法の統一に関する分析を行なった。教授によれば、あらゆる場合に明確な結論を導き出せるような完全な法典の編纂を構想し、それによって統合を促進・確立しようとする考え方が一方にあるのに対し、普遍的・統一的な規則制定よりも一回ごとの問題解決において妥当な結論を導くことこそ重要であるとする「脱法典化（de-codification）」の思想が他方にある。後者はポストモダニズムの思潮に支えられ、普遍的規則は弾力的な正義実現のための足かせにしかならないと考えるが、ヴァルガ教授によればこのような分裂は歴史上初めてのものではなく、ギリシャ・ローマから連なる西欧の歴史的伝統の中にすでにその例を見ることができる。それは制定法主義を取り規則の普遍性を主張する大陸法と、判例法主義に立って個別具体的な事例における妥当な判断の積み重ねこそが「法」に他ならないと考える英米法の対立である。その意味で、両者の分裂が始まる前の伝統的な法の在り方を参照し、過去と現在の論争状況を照らし合わせることによって、直面しているヨーロッパ統合と私法の統一という問題に示唆を得ることができるのではないかというのが教授の指摘であった。

続いてゾルタン・ペテリ名誉教授（パズマニー・ペーテル・カソリック大学（ブダペスト））が「公法の観点から見た、ハンガリーにおける法典編纂のいくつかの歴史

的先例について」と題する報告を行なった。ペテリ教授によれば、法典化という観点から見た場合ハンガリーには他のヨーロッパ諸国と比較して非常に独特の伝統があり、それが「書かれざる憲法」という考え方である。法典編纂という発想はフランス革命に起源を持ち、従ってヨーロッパの伝統の中では新しいものであるが、ハンガリーにおいては1823年から48年という啓蒙主義的な改革期においても「歴史的」憲法、伝統的な社会の在り方が国政の根本を規定するという考え方から法典化が回避され、結局ハンガリー王国の千年近くの歴史において成文憲法が編まれることはついになかった。教授によれば社会主義政権下で制定された憲法典はこのようなハンガリー特有の伝統にそぐわないものであり、強く批判されることになる。

これに対し大屋は「法典化の分類に関する考え方：法解釈の殺害・蘇生・産出」と題した報告で、同じように「法典化」といっても基本的発想の異なるいくつかの分類が考えられると主張した。ローマ法大全やナポレオン法典といった西欧の伝統的な法典編纂が（まさにヴァルガ教授の指摘したように）それによって被治者や司法官による法解釈の自由を制約することを目的としていたのに対し、日本・明治期の法典化においては解釈的な伝統を創出することが目指されていたのではないかと。ナポレオンが民法典に対する注解書の発行を禁止しようとしたのとは対照的に、大日本帝国憲法では起草者による注解『憲法義解』が制定と同時に発行された。また、西洋の法典を翻訳して直輸入するという江藤新平の方針は採用されず、西欧で法解釈の伝統と手法を身につけた日本人法律家の議論に基づいて民法典は編纂されることになった。「法整備」といってもそのような解釈的伝統が存在する上で法典のみを整備する場合と、法を解釈するという技術・思考自体を養成する必要がある場合を区別する必要があるのではないかとというのが大屋の指摘である。



シンポジウムの風景

これらの報告に対し、討論は主としてペテリ教授の「書かれざる憲法」をめぐる白熱し、司会の早川教授が困惑する場面も何度か見られた。ペテリ教授は上記のような立場から「書かれざる憲法」による違憲立法審査を肯定するのだが、しかし実際にはそれが「書かれざる」ものである以上、その内容や存否については具体的な争

訟において裁判官が判断するしかない。ペテリ教授はそのことを「裁判官によって作られる慣習法」というような表現で認め、ハンガリーの伝統にかなうものとして評価しているが、他方ヴァルガ教授やヴァンダ・ラム教授にとってそれは裁判官が自らの主観に基づいて立法府の決定を退けるという事態に他ならない。ハンガリーでは前長官の下において憲法裁判所が「憲法的伝統」を根拠とする違憲判断を多発し、その是非が政治的にも大きな争点になっていたという状況が背景にあるようである。これに対し大屋は、「裁判官の作立法」というようなものが肯定されるのは英米のように司法自体が民主政プロセスの一環として位置付けられる場合に限られるのではないかと指摘した。

法典編纂をめぐるのは、ヨーロッパ統合、日本の司法改革、法整備支援の対象国などにおいてそれぞれに異なった大きな動きがあるのが現状であり、またそれに対する意見も（今回の討論に示されたように）さまざまなものがある。異なった立場の国々の視点を総合し、その理論的位置付けについて今後とも議論が行なわれることが重要となるだろうと感じられたセッションであった。

## ハンガリーにおける刑事法の「欧米化」

大学院法学研究科教授

赤根 智子

### 第1 はじめに



私は、最終セッション「刑事法と社会変動」(M:Criminal Law and Social Changes)での短い報告を求められた。カウンターパートは元検察官のヴェグバリ・レーカ (Ms. Vegvari Reka) 氏で、職業柄が、彼女とはセッション前から意気投合した。参加者にも大変熱心に聴いていただき、感銘を受けた。

私は、もともと法律実務家（検察官）であり、2005年4月から名古屋大学の法科大学院に派遣され、刑事実務科目を担当している。これまで、ハンガリーの刑事法についての知識は全くなかったが、ヴェグバリ氏の発表を聞く機会を得て、同国の刑事法改革の一端を知ることができたことは大変有意義であった。紙面を借りて、このような機会を与えていただいたことと、シンポジウム開催関係者の皆様方のご苦勞とに対し、改めて感謝の気持ちを申し述べたい。

この機会にヴェグバリ氏の発表の中身を中心に、このシンポジウムの報告をしたい。

### 第2 ハンガリーの刑事法改革

ハンガリーにおいては、1989年、社会主義政権の下で、「法の支配」理念を打ち出した憲法改正が行われ、1990年、

平和のうちに政権交代が実現し、民主主義政権が発足した。刑事法分野においては、1990年に欧州評議会に参加した後、欧米化を進め、1991年には、新刑事訴訟法制定作業が開始され、1998年までに新刑事訴訟法草案（以下「草案」という。）が起草された。その後、草案は、憲法裁判所から「この条文は憲法違反の可能性がある。」旨指摘されたり、議会の方針変更、実務家からの反対があったりした。例えば、最高裁判所の事務の軽減を図り、迅速な審理を促進するための改革として計画された控訴裁判所の設置についても、当初の全国数か所に控訴裁判所を設置する案が、議会の反対で全国に唯一の控訴裁判所を置く案に変更され、これがまた、憲法に反するとして憲法裁判所に否定されるなど紆余曲折を経た。2005年までに単独法による改正が重ねられて新刑事訴訟法が施行されたが、様々な変更の結果、もはや草案は原型をとどめていないという。

### 第3 ハンガリーの新刑事訴訟法について

#### 1 身柄拘束

新刑事訴訟法下において、身柄拘束期間は、第1回公判前までが2年間、第1審手続終了までの全過程でも3年間に限られることとなった。起訴前の保釈や保釈と自宅拘禁等の組合せによる新制度も実施に移された。

#### 2 違法収集証拠

犯罪行為等によって収集された証拠や当事者の重大な権利を侵害して獲得した証拠の証拠能力が否定される旨の規定が挿入された。これは英米法の違法収集証拠原則の影響を受けて限定的な形で法定されたものである。

#### 3 証人保護制度

刑事訴訟法改正中、重要な地位を占める。特に組織犯罪等における証人保護のため、重要な改正が加えられた。一定の場合に、証人の身元を明らかにしない匿名証言制度が導入された。他方、被告人の権利保護のため、捜査担当判事（investigative judge）が、匿名証人の証言の信用性を審査することとされた。また、一定の重要事案においては、証人等が警察の特別な保護を受けられる制度も設けられた。

#### 4 捜査構造

社会主義下における捜査は、捜査官は過ちを犯さないという原則の下で多くの時間と様々な手段を用いて実施され、公判は基本的には捜査段階に作成された証拠書類の確認作業であったことから、公判に重点を移すべきとの視点からの改正がなされた。他方、以前、弁護士は捜査段階において、証人からの事情聴取に出席する権利が保証されていたが、新刑事訴訟法では、弁護士側の申立により、証人の事情聴取に出席を許される場合があるという限定つきとなった。

#### 5 事件処理権限

新刑事訴訟法では、警察には、事件処理（起訴・不起訴）権限がないとされ、事件処理権限が検察に集中され

ることになった。但し、被害者等における私人起訴の道は残された。

#### 6 公判

草案では、英米流の交互尋問形式を採用したが、「裁判官の権限・地位低下」と「真実発見の後退」に対する懸念から、裁判所・検察の反対にあい、新刑事訴訟法では、裁判官が先に尋問する形式を残した上で、裁判官の裁量により、当事者から先に尋問することを許すという制度を採用するにとどまった。

#### 7 上訴制度その他

草案では、従来の二審制を三審制に改めるとされたが、裁判・検察の反対が強く、結局二審制のままでとどまった。その他、自白等を条件として、刑の軽減や公判を省略する制度なども創設された。

### 第4 ハンガリーに学ぶこと

ハンガリーの新刑事訴訟法はようやく運用段階に入り、現在、刑法の改正作業も進められているが、グローバル・スタンダードとしての「欧米」路線推進の動きがある一方、伝統的な大陸法的制度こそがハンガリーにはふさわしいとの反対意見も根強いとのことである。法において欧米並みを実現することが国の経済発展等のため重要であるとの考え方、議論を尽くして国情と国民感情に合致する制度を模索するべきだとの意見のいずれもが学者や実務家に認知され、熱い議論が展開されている様子を垣間見ることができた。アジアの中で、欧米と肩を並べようとするわが国が置かれている状況に照らしても、共通点が多く、学ぶことが多いように思われた。

私は日本の刑事司法改革について短い報告をしたが、裁判員制度の運用に向けての取組についてはハンガリーから参加された研究者も興味を持たれたようである。「民主的」な司法制度は何よりも「運用」が難しいのでは、との意見も投げかけられ、今後の制度運営には、相当な覚悟が必要であることを改めて感じた。



国際シンポジウムの参加者

## ウズベキスタン法改革の現段階 - ワークショップからの感想



静岡大学法科大学院教授  
大江 泰一郎

2005年9月20日にウズベキスタン・ワークショップが開かれた。この日は、来日したM.ルスタンバーエフ氏（タシュケント法科大学学長）の報告「ウズベキスタン共和国における司法改革の現状と展望」とM.イクラーモフ氏（ウズベキスタン共和国司法省立法部長）の報告「行政法および民事法分野における改革の現状と課題」があり、質疑応答が行われた。

紙幅の制限もあるので、両者の報告を視野に入れながら、ここではとくに改革の現段階の特徴がより明瞭に表れているルスタンバーエフ氏の報告のあらましを紹介し、若干の感想を述べることにしたい。二つの報告は、イクラーモフ氏の報告が租税法典および行政法典や担保法の改正といったいわば市場経済の法的基盤整備にかかわるものであったのに対して、ルスタンバーエフ氏の報告が主として刑法および刑事訴訟法の現状と改革方向を主眼とするという意味で、改革問題の二つの側面に即したいわば分担の関係に立つが、共通するのは、「市民社会」への国家の、いわば行政的・命令的介入を縮小して、「市民社会」そのものの自律性を育てようとする姿勢であった。イクラーモフ氏の報告は市場経済の基盤整備に関する諸法案の即物的な解説という印象を与えるものであったが、ルスタンバーエフ氏の報告には改革の具体的方向を積極的に先取りする趣きを感じられた。これは、両者の個性の違いや、また前者の官庁の実務家という立場と後者の学者かつ上院議員という立場の違いもさることながら、改革の現段階の特徴を反映する面もあるように思われる。つまり、カリーモフ大統領が唱える「強い国家から強い市民社会へ」という合い言葉を想起しつついえば、「市民社会」そのものの自律化、あるいはその前提としての市場経済の本格的活性化はまだこれからの目標であって、現段階は、ソビエト時代に特徴的であった、あの、社会に対して上から行政的・懲罰的に指令する「強い国家」を「自由主義化」すること、国家の社会への介入にあえて制約を加えることが焦眉の課題となっているというわけである。

ルスタンバーエフ氏の報告のキーワードは、「自由主義化」と「民主化」であった。これは一般的にロシアのペレストロイカ期に見られたように「法治国家」の構築という目標と「適法性」（ザコンノスチ）という原理とを掲げるのに比べれば、改革の方向性を示すという点ではより明確さを増しているといえるであろう。だが、自由主義や民主主義という概念それ自体は政治的性格のものであって、改革の原理としてはまだ法内在的なものとなりえてはいないうらみがある。それと比べて例えば正義という原理はすぐれて法内在的な概念ではあるが、ルス

タンバーエフ氏が「正義は法律の文言の不断の実現にある」という、いわば順法主義的な、かつての「適法性」と変わらない正義理解を示すところからすれば、法治国家のイメージと自由主義化、民主化という方向性との間にはいわばまだ見えざる環が残されているように思われる。問題はかならずしも改革の順序ないし段階性ではなく、むしろその指導理念にあるというべきかもしれない。われわれとしてはこれは、ルスタンバーエフ氏が強調する国民の「メンタリティー」や「法文化」の高度化という問題以上に注目すべき点ではなからうか。

ルスタンバーエフ氏は報告のまとめの部分で、「自由主義化」「民主化」の具体的項目を8点に概括している。刑事罰に代わる損害賠償等の「非強行規範」の適用拡大、経済犯罪・組織犯罪（テロリズムを含む）に関する規範の整備、刑事罰の縮減による刑法典の一層の「自由主義化」（死刑適用はすでに殺人とテロルに限定されている）、刑事事件におけるウズベキスタン特有の「和解」制度の適用拡大、刑訴法の分野における「適法性に対する裁判所の監督（コントロール）」制度の導入、起訴前・弁護士不在下での被疑者の供述に関する証拠能力排除、少年事件の一般刑事事件との分離、行刑制度の改善、がそれである。

以上のうち、司法の独立を考えるうえで決定的に重要なのは、ソビエト時代以来の検察庁が裁判所を監督する制度（検察官による「一般監督」制度）の転換の可能性を示唆するであろう。ルスタンバーエフ氏は現行制度を批判的に、「〔検察官に代わって〕裁判所が公訴機能をいとなむ」制度をもたらずもの、ないし刑事裁判における「当事者主義」の無力化を意味するものとみているようである。だが、この壁を超える改革は、今日のロシアがそれを果たしてはいないことから判るように、まだ大きな困難を伴うものとみられる。

上記の項目リストにはないがある意味ではそれ以上に重要なのは、憲法裁判所にかかわる権限拡張の提案である。ルスタンバーエフ氏は、憲法裁判所への提訴権を現状のように特定の国家機関（国会議員を含む）だけではなく一般市民個人・法人にも認めるとともに、憲法裁判所に最高裁判所および最高経済裁判所総会決定の憲法適合性判断の権限を委ねるように提案している。この提案には、憲法裁判所に司法権全体のリーダーシップを期待する姿勢が見てとれる。CIS諸国における憲法裁判所の地位が法改革全体の一つの焦点となりつつあることにも注目しておく必要がある。上述の「見えざる環」を私は立憲主義にみるのだが、それも一つにはこの辺りに隠されているように思われる。

ルスタンバーエフ氏の発言は、大統領の種々の言説との相即関係から判断しても、法科大学学長にして上院議員であるという地位にとどまらないものをすでにもっているように感じられる。ウズベキスタン法改革の今後を占うものとして注目されてよいであろう。

# CALE Lecture 秋の講演会

## CALE Lecture秋の講演会について

大学院法学研究科教授  
石井 三記



今年度、春、夏とおこなわれた

CALE Lectureは、今回、カメルーン

出身で、渡仏後、パリ第2大学で博士

号を取得し、パリ弁護士会の弁護士になられたジャン・ポール・エユク=ニエベル (Jean-Paul EYOUCK-NYEBEL) 氏を招いて開催されました。

秋の講演会  
**CALE Lecture**  
日時：11月22日(火)午後2時半～6時  
法政国際教育協力研究センター2F  
CALEフォーラム

講演者：  
ジャン=ポール・エユク=ニエベル  
Dr. Jean-Paul EYOUCK-NYEBEL  
パリ弁護士会弁護士・パリ第2大学博士

演題：  
(1)「フランスの裁判組織と弁護士養成」  
"L'Organisation Judiciaire et la Formation des Avocats en France"  
(2)「パリ軽罪裁判所(レイモン・ドゥバルドン監督のドキュメンタリー映画：鑑賞と解説)」  
"La 10<sup>e</sup> Chambre correctionnelle de Paris (Le film documentaire par R. Depardon, 2003)"

言語：フランス語(通訳・解説あり)

問い合わせ先：名古屋大学法政国際教育協力研究センター  
電話：052-789-2325 FAX：052-789-4902  
E-mail：cale@homolog.nagoya-u.ac.jp

秋の講演会  
**CALE Lecture**  
日時：11月25日(金)午後4時～6時  
法学部第1会議室

講演者：  
ジャン=ポール・エユク=ニエベル  
Dr. Jean-Paul EYOUCK-NYEBEL  
パリ弁護士会弁護士・パリ第2大学博士

演題：  
「カメルーンにおける司法の近代化とフランスの果たした役割」  
"La Modernisation de la Justice au Cameroun et le Rôle joué par la France"

言語：フランス語(通訳・解説あり)

問い合わせ先：名古屋大学法政国際教育協力研究センター  
電話：052-789-2325 FAX：052-789-4902  
E-mail：cale@homolog.nagoya-u.ac.jp

秋の講演会のポスター

2005年11月22日には、CALEフォーラムで、「フランスの裁判組織と弁護士養成」の講演と「付帯私訴制度」の解説のあと、講演者の仕事場というべきパリのシテ島にある軽罪裁判所にカメラを持ち込んで制作されたドキュメンタリー映画「第10法廷」(カンヌ映画祭出品作品)を、エユク=ニエベル氏のコメント付きで見ました。講演のほうでは、パリ弁護士会の弁護士研修学校の2006年から開始されるカリキュラムの紹介が最新の情報として提供されました(このカリキュラムについては、金山直樹「フランスにおける法曹養成」『法律時報』78巻2号、2006年、参照)。また、エユク=ニエベル氏は弁護士の法服を着用しての講演・解説をしていただき、現在は日本の法廷では弁護士や検察官の法服がありませんので(戦前はありましたが)この点も出席者の関心を引いたようです。映画のなかでの法律家たちは法服を着用しており、服装の違いで、その役割を知ることができますので、映画の理解、さらには、比較法文化の点でも参考になったように思います。

つぎに、11月25日、法学部第一会議室におきまして、「カメルーンの裁判制度とフランスの果たした役割」と題して講演会がおこなわれました。サッカーなどでカメルーンの名前は知られるようになりましたが、その歴史や、さらに法制度についての講演を聞く機会は日本では多くはありません。その意味で、今回の講演会はユニークなものではなかったかと思います。

この講演では、おもに刑事法領域における、カメルーン土着の裁判制度、西洋法の影響下の裁判制度などがカ

メルーンの歴史を背景にして検討されました。カメルーンは、19世紀後半、ドイツの植民地となりますが、第一次世界大戦後はフランスとイギリスが委任統治下(第二次世界大戦後は信託統治下)に置き、1960年に独立しました。独立当初は、イギリス信託統治下の北部地域はナイジェリアに入ることを選びましたので、国名も「カメルーン連邦共和国」でしたが、1972年には連邦の二元性は解消し、国名も1984年に「連邦」を取り、「カメルーン共和国」となりました。

ドイツ植民地時代以前のカメルーンは、基本的に、口承文化であり、文字は知られていませんでした(ただ、一部、イスラム支配下の北部地方は例外で、イスラム法適用の時期がありました)。したがって、慣習法が支配していたこととなります。ドイツの植民地時代には、慣習法も公的秩序と文明規則に反しない限りで維持され、土着の裁判所も認められていました。しかし、ドイツが第一次世界大戦で敗退すると、この統治方法(たとえば土着裁判所の自立性)はフランスによって批判されることとなります。周知のように、フランスの植民地政策は基本的に「同化主義政策」をとっており、この原則は、今日でも、フランスの移民問題に対処する際でも貫かれています。これと対照的にイギリスは「間接統治方式」であり、これは多文化主義の考えに通ずるもので、フランス風と言えば「コミュニタリズム」容認となり、共和主義原理をおびやかすと捉えられるわけです。このように、植民地政策の違いに、いわゆる「郊外(バンリュー)」問題に対する英仏の対応の違いの源流が見えてくるようにも思われました。

講演では、カメルーンの新しい刑事訴訟法典の概要も紹介され、また1996年憲法で規定されている最高法院の憲法裁判所的機能についても言及され、フランスとの異同が説明されることにより、カメルーンを照射することでフランスの法制度についての理解も深まったのではないかと思います。講演者のエユク=ニエベル氏は、今後、カメルーン的首都ヤウンデでも法律家として活躍されるということで(パートナーの父上はカメルーン最高裁の長官)、今回のカメルーンの講演がご本人にとっても自分のルーツを再考する機会になったということでした。



講演会の様子。左中央がエユク=ニエベル氏

## アジア競争フォーラムについて



大学院法学研究科助教授  
林 秀弥

2005年12月12日に、香港で開催された「アジア競争フォーラム (Asian Competition Forum, 以下、ACF)」

第1回国際会議(以下、会議)に出席する機会を得た。今アジア地域では、いわゆる市場経済化を背景に競争法の導入が積極的に進められている。たとえば中国では、現在包括的な競争法の草案が商務部により作成され、法制弁工室において検討が行われているという。今後、全人代常務委員会における議論を経て、早ければ今年には成立することが見込まれている。中国の競争法導入により、今後、競争法分野における研究・教育へのニーズが加速することが予想される。アジア諸国のなかには、競争法自体の成立が間もないこともあって、競争政策の理解が必ずしも十分でない場合が多い。日本では独占禁止法と競争政策の技術支援と称して、公正取引委員会(以下、公取委)とJICAが共同して、中国やインドネシアの競争当局関係者を毎年日本に招いて、研修を行っている。筆者もここ数年講師として彼らと接する機会を得たが、競争政策の立案と運用に関わる当局の関係者でさえ競争法の国際標準的な理解が必ずしも十分ではないと感じることがしばしばであった(余談ながら、中国の場合、商務部と国家工商行政管理総局との間で、新しい競争法の執行権限をめぐる水面下で綱引きを演じているのではないかと思わせるほど、研修に来ている両当局所属職員の間で激しい議論の応酬になることもあった)。いずれにせよ、適切な競争法・政策の地道な唱道活動(advocacy)が今アジア諸国で求められているのは間違いないようである。

しかしながら、アジア地域において、アカデミアや競争当局職員等が参加して、競争法分野における研究・教育に集中的に取り組む機関は存在しなかった。そこで、アジア地域において、競争法分野における知識の普及と専門的教育、研究者間の意見交換を行う組織をアカデミックスの中に設立することが関係者間で望まれていた。いわばアジア版の競争法国際学会設立の必要性である。ACFはそうしたニーズに応えるべく今般設立されたものである。そのきっかけは、ASLI(Asian Law Institute)の年次総会(2005年5月 於バンコク)における競争法への関心の提起を受け、香港理工大学のマーク・ウィリアムズ助教授が、ASLIの趣旨に沿った、競争法に特化したフォーラム設立のマンデートを得、ACFとして設立を提唱したことに始まる。香港理工大学で行われたこの会議はACFのキックオフイベントだったわけである。筆者の今回の会議の出席目的の一つは、ACFに対する情報収集と「法整備支援」等で豊富な実績のあるCALEの活動を事前に用意したパンフレットを持参して可能な範囲でACF関係者にPRすることであった。アジアを重点とした

法整備支援等を目的とする専門学術機関の存在はやはりめずらしいのか、それなりに関心を引いたらしく、どういふことをやっているのかもっと詳しく聞かせてほしいと言ってくる関係者もいた。

会議は、「アジアにおける競争政策」という共通論題の下、9時から17時の時間帯で行われた。まず、主催者の開会挨拶の後、オーストラリア・ニュージーランド行政学院のアラン・フェルズ教授が、オーストラリアの競争政策の現状と課題について基調報告を行った。フェルズ教授は「オーストラリア競争・消費者委員会(日本の公取委に相当)」の委員長を務めた人物であるだけに、参加者の関心をひいたようである。ついで「競争法の制定 - グローバルな視点から - 」というテーマのもと、第一パネルが開かれ、欧州からはEU議会の議員、米国からは連邦取引委員会の職員が欧米の競争政策の概要についてそれぞれ報告を行った。またメキシコからも同国における競争政策の導入と展開について、競争当局トップによる報告が行われていた。

午後からは会議のメインであるアジア各国の競争政策の現状が報告された。第二パネルでは、「日本と中国における現代競争法の課題」とのテーマの下、中国社会科学院の王曉暉教授が中国の競争法制の最近の展開について、日本からは松下満雄・成蹊大学法学部教授が日本における産業政策と競争政策の交錯について、さらに香港からはウィリアムズ助教授が香港における包括的競争立法の必要性について、それぞれ個別報告を行った。最後の第三パネルでは、「東南アジアにおける競争法の経験」と題して議論が行われた。シンガポールからはバートン・オング・シンガポール国立大学法学部助教授が制定間もないシンガポール競争法の特徴と今後の課題について、日本の公取委からは、南部利之・官房国際課長がアジア諸国に対して日本が行っている競争法・政策の技術研修の概要について、それぞれ報告を行った。また、ベトナムやインドネシアの競争法研究者からも報告があった。

会議はアジア各国の競争法・政策の現状を網羅的にとりあげたものであっただけに、いささか総花的な印象を受けなくもなかった。しかし、今回がACFのオープニング会議であったことからすると、そうなるのはある程度やむをえないことであろう。また報告の内容については各国の現状報告にとどまるものが多く、理論的な深みに欠けるところがないではなかった。しかしこれも、アジアの競争法が日本や韓国、台湾を除いてまだスタートラインの現状にあって、いままでこの手のアカデミックな国際会議がほとんどなかったことからすると、こうしてアジアの競争法の学者が一堂に会して活発な議論を行ったことにこそ、会議の意義があると思われる。ACFは生まれたばかりであるが、活発な研究活動が予定されているようである(詳しくはACFのHP

< <http://www.asiancompetitionforum.org/> を参照 )

今後、ACFがアジアの経済法学者の交流の契機となることを期待したい。

## カンボジア法制度整備支援の現状

JICAカンボジア法整備支援プロジェクト長期専門家  
坂野 一生



カンボジアにおける日本の法制度整備支援（ただし、本稿では現在の国際協力機構の枠組みで行われている支援を取り上げ、大学間の学術交流やNGO等によるものについては別の機会に譲る）は、1997年からの準備期間を経て1999年に本格化し、現在新たな展開を迎えている。これまでの歩みと現状、さらに今後の課題についてごく簡単にご紹介したい。

1999年にカンボジア司法省をカウンターパートとして始まった法制度整備プロジェクトは、2003年までのフェーズ1においては、主な活動として民法と民事訴訟法の起草が行われた。民法及び民事訴訟法の作業部会が日本側において組織され、カンボジア側のワーキンググループとの緊密な連携により、2003年6月には両草案を司法省から閣僚評議会（大臣会議と訳されることもある）に提出した。この過程においては、起草の根幹となる基本原則についての意見交換に始まり、個々の条文の起草作業、条文案の内容を議論するワークショップを繰り返し、さらには条文案の内容を変えることなくカンボジア語の法文として適切な文章構造及び法律用語を取捨選択してゆく作業が積み重ねられていった（なお、フェーズ1における活動、プロジェクトの全体図については、本シリーズ第5回の拙稿をご参照いただきたい）。

また、既存の法律や起草中の他の法案との整合性を図る作業も同時に行われ、例えば民法と土地法、民事訴訟法と裁判所構成法など、相互に抵触する規定を洗い出して必要な修正を加えることにも多くの時間が割かれた（最近では、商事仲裁法、担保取引法、家庭内暴力の防止に関する法律、国際養子縁組法等、現在進行中のものもある）。

このプロジェクトは2004年4月からフェーズ2を迎え、2007年4月までの同フェーズにおいては、両草案の成立に向けた諸活動、関連法案の整備及び人材育成に焦点をあてた活動を行っている。

現在、民事訴訟法草案は、大臣会議における法律家委員会の審議（既存の法令との調整）、各省会議（各省の法務担当者が集まる実務レベルの協議）、閣議の決定を経て、2005年7月に国民議会（下院）に提出され、立法委員会での審議を終え、2006年2月から会期が始まる本会議に上程される予定となっている。一方、民法草案は、合意による物権変動をめぐる土地法との調整をひとまず終え、各省会議での審議が始まったところであるが、各省会議での審議においてその内容に大きな変更が加えられないようにするため、今後さらに状況を注意深く見守る必要がある。

また、両草案を施行するために必要な法律及び制度についても作業をすすめており、民事訴訟法については、すでに起草が完了し、本則の中に取り入れた経過規定を

はじめ、人事訴訟法、いわゆる非訟事件手続法、執行官法等の起草を、民法については、経過規定等の起草を、プロジェクトの一環として順次行っている。なお、プロジェクト活動としては必ずしも明記されていないが、供託、法人登記、公証制度、戸籍、不動産登記などの整備も、民法の施行と密接に関連する。さらに、両草案の内容を裁判官らが理解し、施行後円滑に適用することができるために、カンボジア各州・市の裁判所における普及活動にも着手する予定である。

司法省をカウンターパートとするこれらの活動に加え、法曹養成についても、新たなプロジェクトの展開が見られる。一つは、王立裁判官検察官養成校における民事教育の充実を図るプロジェクトで、約1年半の準備期間を経て、2005年11月に正式にスタートした。法制度整備プロジェクトとの共同作業で民事訴訟の第一審手続の解説書を作成しているほか、養成校でのカリキュラム策定を支援し、民法講義・事例演習、民事訴訟第一審手続の講義及び判決書の講義・演習のシラバス作りについて、養成校の民事科目の教官との検討作業を行っている。また、日本弁護士連合会が4年にわたって行ってきたカンボジア王国弁護士会、特に弁護士養成校への支援についても、プロジェクト化を準備中である。

このように、カンボジアにおける法制度整備支援は、これまでの起草を中心とした活動から、普及や法曹養成に重点を置いた活動へとシフトしつつあると言えるが、起草サイドの活動にもまだ多くの課題があり、これらを一つ一つ解決してゆくとともに、法曹養成の活動といかに有機的な連携を図っていくかが、これからの大きなチャレンジである。

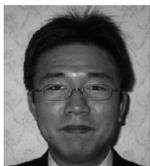
長い内戦と混乱により法曹人材が極端に少ないカンボジアにおいては、上に述べたような様々な活動を担う人的リソースにも限界がある。現在、カンボジア政府は、様々な分野における制度改革を掲げているが、その中でも法制度司法制度改革は最も進展が遅れている分野であり、それゆえに現政府も高い優先度を置いていることから、日本が支援するプロジェクトで中心的な役割を果たしているカンボジアの法曹関係者の負担には、想像を絶するものがある。加えて、近く本格化する予定のクメールルージュ特別法廷には、国連をはじめ多くの国が注目し、カンボジアの法曹界もこれに多くのエネルギーを費やすこととなる。第一線で活躍するカンボジア人たちの過大な負担をなるべく軽減しつつ、新しい担い手を育てていくことも今後の活動の成功を左右するカギとなっている。



ワークショップの様子

### モンゴル初の判例集出版

JICAモンゴル法整備支援専門家・弁護士  
田邊 正紀



2005年9月28日、モンゴル初の本格的民事判例集の出版記念式典が行われました。長い年月でしたが、やっと一つの

目標を達成したと感慨深いものがあります。

思えば、「モンゴルに判例集を」という思いが芽生えたのは、2003年3月のJICAモンゴル法制度短期調査の際でした。当時名古屋大学におられた加賀山教授と共同で調査を行いました。モンゴル側の反応は、「モンゴルは大陸法系の国だから判例は重要ではない」とか、「モンゴルでは最高裁判所以外が法律の解釈をしてはいけないのだから、判例を公開しても意味がない」などと非常に消極的なものでした。これらを踏まえ、私たちは「モンゴルでは判決が公開されていないことが司法制度発展の大きな障害のひとつである」との調査結果をまとめました。

2004年3月のモンゴル赴任直後から、判例集出版活動の交渉を開始しましたが、いきなり大きな敵が立ちました。JICAとしては、当初、判例集出版に比較的好意的な国立法律センターをカウンターパートとして、判例集出版プロジェクトを開始しようとしたのですが、最高裁判所から待たされたのです。最高裁判所の言い分は大要二つあり、一つは「判決を公開することは国民のプライバシーを侵害する」ということであり、二つ目は「最高裁判所には判例集を出版する義務があり、他の機関には出版させない」というものでした。交渉の過程では、「JICAが勝手に判例集を出版したら法律違反で最高裁判所が訴える」とまで脅されました。かといって、最高裁判所は、自ら判例集を出版することには極めて消極的であり、年4回出版される雑誌に民事・刑事1件ずつの判決が掲載されていることで十分判例集の役割を果たしていると豪語していました。



民事判例集の出版記念式典

しかし、2004年7月の総選挙の結果、政権が入れ替わると事態は好転し始めました。国会から最高裁判所へ圧力がかかったようです。その頃には、JICAも作戦を変えて、実働は国立法律センターに任せるものの、掲載判決選択などのために最高裁判所もカウンターパートに巻き込み、JICAとの3者で行なうプロジェクトとして提案したのです。

しかし、その頃にはもう一つの敵が現れました。

USAID(アメリカの援助機関)です。USAIDは、得意のインターネットを使った作戦に出て、ウェブサイトを通じてすべての判決を公開するというプロジェクトを最高裁判所へ提案していたのです。アメリカの援助機関の場合には、スタッフの給料をふんだんに支払いますし、この形のプロジェクトの場合多数のパソコンの供与も期待できます。これに対して、JICAは原則としてスタッフの給料は支払いませんし、本での出版ではあまり多数のパソコンを支給する必要はなく、モンゴル最高裁判所にとってのうまみが少ないのです。しかし、この点はJICAに軍配が上がりました。最高裁判所が、「すべての判決の公開」という部分を非常に嫌がったからです。私たちは、「インターネットの普及率が低いモンゴルではウェブ上での公開では多くの人が恩恵に預かれない」ことを強く主張して最高裁判所を説得しましたが、それとは違う部分で結論が出たようです。

モンゴル内での調整が何とか付いた段階で、さらにもう一つの問題が発生しました。他国でのJICAの支援による判例集出版プロジェクトが様々な事情で遅れており、同様の事態への懸念がなされたのです。この点は、逆に参考事例として、モンゴルではプロジェクト開始時点から懸念を取り去ることが出来ました。

結局、赴任後1年以上経過した2005年4月1日から100個の民事判決が掲載された判例集を1年間で3冊発行することを目標にプロジェクトがスタートしました。実際のプロジェクトの山は掲載判決の選択でしたが、最高裁判所はのりりくらしと判決の選定を引き伸ばしますので、一時はどうなることかとひやひやしました。多くの人と喧嘩をしながらも、何とか完成にこぎつけることが出来ました。

今回JICAの支援で完成した判例集は、各判決に要旨をつけていること、明確な個人情報保護基準を採用していること、裁判官名が実名で掲載されていることなどで、モンゴルの法律界からは高い評価を得ています。また、JICAは、2005年度中に「判例活用法テキスト」をモンゴル国立大学との協働で出版予定であり、出版した判例集の有効活用にも力を入れる予定です。さらに、JICAが民事判例集の出版を手がけたことがきっかけで、世界銀行が行政事件判例集を出版し、USAIDが今回の判例集と全く同じスタイルでの刑事事件判例集の出版支援を決定し、GTZ(ドイツの援助機関)が判例集を利用した法律家の継続教育を行なう予定であるなど、モンゴル判例集の世界は、見事なドナー間協調で、一気に国際標準へ向かって加速しています。

しかし、まだまだ問題も残っています。今回の判例集は、プロジェクト終了後の継続的出版に備えて、無償配布ではなく有償販売を行なっていますが、国立法律センターがなかなか在庫と売り上げの報告をしてこないのです。途上国にはありがちなことですが、こういうことがきちんとできなければ、自立的発展は到底望めません。プロジェクト終了とともに、モンゴルの判例集出版も終了とならないことを願うばかりです。

## 法務総合研究所による国際協力の現状と課題

法務総合研究所国際協力部長  
相澤 恵一



法務総合研究所は、法務省所属の研究機関である。犯罪白書の刊行で知られる刑事司法の実証的研究や、部内職員の研修のほか、法務省の所掌事務に関する国際協力を行っている。私の勤務する国際協力部では、この国際協力業務のうち、アジアの発展途上国に対する民商事法分野を中心とする法整備支援を担当している。現在、ベトナム、カンボジア、ラオス、ウズベキスタン、インドネシア及び韓国を対象国とし、主にJICAを通じた二国間協力の枠組みにより、法典の起草支援や、法曹の人材育成に関する援助を行っている。

法務省の国際協力は、刑事司法の分野における研修協力から始まり、その経験と実績を踏まえて、民商事法分野の法整備支援へと発展してきた。このため、法務総合研究所が実施している国際協力について論ずる際には、刑事に関する研修協力を逸することはできない。

刑事に関する研修協力は、法務総合研究所が管理運営する国連アジア極東犯罪防止研修所（略称アジ研、UNAFEI）が行っている事業である。同研修所は、国連と日本政府との間の条約に基づいて196年に東京に設立され、その翌年から現在までの44年間に合計131回の国際研修を実施し、107の国と地域から2000人の外国人研修員が参加している。一方、国際協力部は、前身の部局の時代も含めると1994年から活動を行っており、これまで12年間に合計94回の研修を実施し、25か国から延べ870人の研修員が参加している。

私は、アジ研と国際協力部の双方の勤務を経験したが、両者の仕事の内容や進め方、職務を取り巻く環境などには、かなりの違いがあり、それぞれの特徴が現れている。

まず第一点は、国際協力の実施に関する法的根拠の違いである。前述のとおり、刑事については、日本政府は国連に対し、国際研修実施の義務を負っている。そのため、研修実施機関としては、定められた基本路線に従って悠々と業務運営に励めばよく、援助の理念や目的論などについて事新しく論ずる必要も実益もない。一方、法整備支援は、我が国からの国際貢献として行っているものであり、法的義務は存在しない。そこで、なぜ我が国が法整備支援を行うのか、何のために支援を行うのか、ということ、常に自問し続けなければならない。こうしたことから、現在、各大学において取り組まれている法整備支援論の研究の発展と、その成果は、我々実務家にとっても大きな関心事である。

さらに、この法的義務の有無という点は、昨今のように政府の歳出節減が強く求められる時代においては、業務に必要な予算獲得の面でも無視できない要素である。

第二の相違点は、援助に関係する他の国や国際機関との間で、恒常的な協議の場があるかどうかという点である。

アジ研は、国連の地域研修研究機関の一つであり、各機関の代表者が一堂に会する協議会が毎年定期的開催されている。また、国連では、刑事司法の問題は経済社会理事会が所管しており、その下に犯罪防止刑事司法委員会が設けられている。同委員会は、毎年一回開催され、国連加盟国相互間における協議と政策形成のための場として機能している。

総じて、刑事司法の分野においては、世界各国が共通の政策目標に向かって協調的取組を行う必要性が認識され、実践されつつある。こうした動きは、麻薬犯罪の深刻化に対処するため、1988年に国連麻薬新条約が採択されたことに始まる。同条約では、麻薬取引等の行為を、世界各国の刑事法においてあまねく犯罪として規制することにより、国際的な法規制に抜け穴ができないようにするとともに、各国に対し、犯罪人引渡しや捜査共助を義務付けるなどの措置が採られた。その後、国際組織犯罪や汚職に関しても、同様の取組が進められている。

他方、民商事法の分野においては、こうした外国との協力による協調的取組を行おうとの機運が高まっているとは言い難い。法整備支援の分野では、かねてからドナー間協議の必要性が指摘されているが、援助対象国の現地ベースで、ドナー国や国際機関が時折集まって情報交換を行っているにとどまり、ドナー国やドナー機関相互間における本格的な政策協議の場は存在しないのが実情である。我々としては、こうした状況を少しでも改善していくための道筋を探ることが、今後の課題であろう。

法務総合研究所が行っている法整備支援は、各大学や法科大学院と多くの接点を有しており、大学との相互交流は大変重要である。各大学においては、各学部・研究科ごとに、法整備支援活動の実践や、法整備支援の在り方に関する理論的検討や教育など、特色のある多様な取組が行われている。特に、最近、法科大学院等において法整備支援論の講義が行われるところが増え、活況を呈していることが注目される。

法整備支援の実務面においては、私ども国際協力部が実施する国際研修や現地セミナーに、各大学の研究者の方々に講師をお願いしたり、国別支援活動のために設けられた各種研究会に委員として参加していただくなどの御協力をいただいている。また、私どもが法科大学院等において講義をする機会を与えられることも少なくなく、この機会をお借りして厚く御礼申し上げたい。

国際協力部では、法整備支援に携わる大学の研究者や、実務家など、関係者間の相互協力関係を促進したいとの考えから、毎年一回、法整備支援連絡会を開催している。平成18年の法整備支援連絡会は3月17日に大阪で開催され、多くの皆様方の御来場に感謝している。

## 法整備支援学と憲法学



法政国際教育協力研究センター教授  
鮎京 正訓

1. 「法整備支援学」という新しい学問が成り立ちうるとすれば、それはどのような対象をもち、またいかなる方法によるものなのであろうか。

これまでの研究によると、法整備支援学とは、アジア等被援助国の法研究、および援助研究、国際協力研究、を同時に研究対象とする学問、すなわち「法の分野での国際援助学」である。したがって、このような新しい学問対象に接近するためには、実定法学、基礎法学、とりわけ比較法学、法情報学、政治学、行政学、アジア等被援助国の地域研究等々、多くの学問分野の協働ならびに法実務家と研究者の協力が求められている。また、それは国際協力論、開発援助論を一つの主要な内容とするため、たんに日本の大学、研究者だけがその課題に取り組むのではなく、一方ではアジア等被援助国の大学、研究者、司法諸機関、また、他方では、欧米の、法整備支援に関心をもつ大学、研究者との国際的連携など、国際的ネットワーク形成が不可欠となるし、このような国際的連携によってこそ、法整備支援学は形づくられていくことができるであろう。

さらに、法整備支援学の一つの重要な構成部分として、被援助諸国から派遣された留学生、研修生への法学教育システムの開発がある。したがって、これらの留学生をつうじた国際ネットワークづくりに取り組む人々、あるいは、被援助諸国に設立された「日本語による日本法教育研究センター」を支える日本語教師、日本法教育コーディネーターなども法整備支援学の担い手を構成する。

2. さて、法整備支援事業、研究にこの十数年間携わってきた中でずっと気にかかってきた問題がある。それは、法整備支援学のなかで憲法学はどのような役割をはたすことができるのだろうか、という問題である。

一般に日本のアジア諸国に対する法整備支援は、主として民商事法中心の援助が行われてきた。もちろん、個別的には、弱者救済のための法整備への支援、人権にかかわる法領域での支援が行われてきたし、近年ではガバナンス分野での支援も開始されつつあるが、「国のかたち」そのものにかかわる憲法支援をどのように考えるかという論点は、法整備支援論の重要な理論問題である。

日本によるアジア諸国に対する憲法支援としては、近年では北海道大学の棟居快行教授らのグループによるアフガニスタン憲法起草支援が存在したし、国際機関によるプロジェクトとしては、1990年代初頭、国連統治のもとでのカンボジアの憲法起草支援などがあつた。カンボジアにせよアフガニスタンにせよ、憲法支援が現実に行われてきたのは、国家崩壊後の国家再建過程に、国際社会あるいは外国援助機関が支援を行い関与するというものであつた。ここで考えたいのは、より具体的に、日本の援助機関・大学などがこれまで法整備支援を行ってきた、ベトナム、ラオス、カンボジア、ウズベキスタン、

キルギス、カザフスタン、タジキスタン、モンゴルなどの現在を念頭に置いた場合、憲法支援はどのような意味で必要であり、有効か、という問題である。

3. ごく最近の私自身の経験としては、法整備支援関連の国際会議で、日本における憲法改正をめぐる動向についての報告・講演を2005年11月にはベトナムで、また12月にはウズベキスタンで行う機会を得、それに伴う討論の中で、アジア諸国の研究者、実務家が日本の憲法状況について多くの関心を寄せ、また知識をもっていることに驚いた。同時に、それらの国々の憲法状況についても各国の研究者から報告を聞き、法整備・法改革の動向の1つの帰着点として憲法問題を位置づけていることがわかつたし、憲法にかんする継続的な討論を行っていくことの希望も表明された。また、2005年9月には、韓国の憲法学者がイニシアチブを發揮し、「アジア憲法フォーラム」をソウル大学において開催し、多数の日本の憲法研究者とともに、ベトナム、中国、モンゴル、ウズベキスタン、インド、シンガポールなど多くのアジア諸国から憲法研究者が参加し、きわめて大きな研究交流が行われた。主題は、「アジアにおける民主主義と立憲主義」、「アジアにおける立憲主義の最近の発展」、「アジアにおける人権、文化、立憲主義」の3つであり、「立憲主義」をキーワードに報告と討論が行われた。このフォーラムを通じて、アジアの法整備支援対象国も含めて、憲法についての討論が可能であり、各国の報告者とも、この種のフォーラムの有用性を表明し今後の継続の希望を求めていた。もちろん、「立憲主義」に関する理解は、国により研究者により異なってはいるものの、しかし、かつての時代よりその違いは大きくない、との印象をもつた。

4. 日本の憲法学の中で、「国際協力」という問題が学問として論じられてきた場面は、第9条論や平和的生存権論をのぞいて、あまり多くはない。しかし、1990年代のカンボジアに対する自衛隊のPKOへの派遣を「国際協力」論の見地から批判的に考察した本学・森英樹教授の仕事などが存在している。

21世紀を迎えたいま、憲法学における国際協力のあり方は大きく変化しようとしている。その背景には、グローバル化の中の各国憲法をめぐる変動という事態が存在する。同時に、アジア等被援助国の置かれている現状権威主義体制、貧困、経済的な劣位などをどのように変えていくのかという、これらの国々のあり方をめぐる戦略論が存在している。

日本においてもアジア諸国においても、権力のあり方をどのように構成し、また、それを国民がいかにコントロールしていくか、人権保障の状況をどのように改善していくか、という共通の課題と問題意識がある。したがって、支援とよぶか協力とよぶかは別にして、これらの重要問題を論じ合う場を提供することは、日本の法整備支援に関心をもつ研究者、実務家にとっての責務であると考えられる。「アジア憲法フォーラム」を懸命な努力で成功させた韓国の学者たちからバトンを受けつぎ、2007年には、日本でアジア諸国の憲法フォーラムを開催し、アジア諸国の憲法をめぐる諸問題を真摯に議論したいと思っている。

### 企業活動の発展のための民事法令 および行政法令の改善プロジェクト



JICAウズベキスタン法整備支援専門家  
桑原 尚子

タシケントでは、昨年暮れから雪が降り始め本格的な冬が到来しました。今年に入ってから連日零度以下の寒さの厳しい日々が続いています。

タシケントに赴任して3ヶ月が過ぎ、ようやくウズベキスタン司法省での仕事にも慣れてきました。今回の「新々ウズベキスタン便り」では、R/D (Record of Discussion) 締結式と行政手続法案ワークショップを中心にJICA(国際協力機構)プロジェクト「企業活動の発展のための民事法令および行政法令の改善プロジェクト」の現況を皆様にお伝えしたいと思います。

#### 1. R/D締結式

R/Dとは、「討議議事録」の意で、プロジェクトの内容および運営についての基本的な取り決めを定めた文書です。

R/D締結式の当日は、ウズベキスタン司法省第一副大臣アブドゥルラーエフ氏とJICAウズベキスタン事務所の西宮所長との間でR/Dへの署名が行われました。R/Dの最終的な内容を司法省の担当者と協議してきた一人としては、R/D締結はプロジェクトの始まりであるとはいえ、R/D締結は一つの区切りとして感慨深い瞬間でした。

#### 2. 行政手続法案セミナー(2005年12月27日ウズベキスタン憲法裁判所)

ウズベキスタンで企業活動の発展を阻害する要因の一つは、許認可等企業活動を規制する不透明な手続です。JICAプロジェクトでは、プロジェクトの三本柱(法令データベース、行政手続法、担保法)の一つとして、企業活動を規制する手続が簡素・透明なものとなるために、行政機関が行政権を行使する場合に従うべき手続を定める行政手続法に対する支援を行っています。現在、ウズベキスタンには行政手続法はなく、その概念自体が新しいものです。

ウズベキスタンでは、昨年から世界外交大学のハメードフ教授を長とする起草委員会によって行政手続法案の起草作業が進められ本年1月に大臣会議に最終的な法案が提出されたところです。同法案は全143条からなり、「第1章 総則、第2章 行政手続の総則、第3章 行政案件処理手続における案件の管轄と行政機関の相互作用、第4章 行政行為、第5章 行政案件処理手続の開始、第6章 普通手続による行政案件の検討、第7章 正式手続、第8章 不服申立手続、第9章 執行手続、第10章 補則」からなっています。

JICAプロジェクトの日本側ワーキンググループのメンバー(市橋克哉教授〔名古屋大学〕、樹神成教授〔三重大学〕、徳田博人教授〔琉球大学〕、本多滝夫教授〔龍谷大学〕(あいうえお順))は昨年11月、12月に行政手続法案の検討会を2回行い、同法案に対する改善点をまとめました。この改善点の提案のために昨年12月27日にウズベ

キスタン憲法裁判所でワークショップが開催され、JICAプロジェクト日本側ワーキンググループ・メンバーの市橋教授と樹神教授が報告を行いました。当日はウズベキスタン側から行政手続法草案起草委員会の長、憲法裁判所副長官、大学関係者等が出席し議論が繰り広げられました。日本側の改善提案が本年1月に大臣会議に提出された法案にどの程度反映されたかについては、現在確認作業を行っているところです。

同法案の行方は予断を許しません。今後、同法案が法律として施行されるまでには、大臣会議での承認、議会(下院・上院)での可決、大統領による承認という過程を経なければなりません。

また、行政手続法が機能するためにはその内容に既存の行政手続および許認可に係る法令を一致させる等の作業が必要となります。JICAプロジェクトでは行政手続法施行を前提として、今後、(1)司法省が管轄する法令データベースを利用して既存の法令を行政手続法の内容に一致させる作業、(2)関係部署公務員のための「行政手続法運用の手引き」と中小企業者のための「行政手続法活用マニュアル」を作成すること等によって、行政手続法が実際に機能する仕組みを作ることになっています。

さて、昨年幸運にもタシケントから車で約2時間のシルダリヤ地方へ行く機会がありました。タシケント市を出ると収穫の終わった綿花畑が延々と続き所々に集落があり、首都タシケントとは別世界が広がっていました。タシケントを一步外へ出るとインフラや住宅の老朽化が目立ち、農閑期のせいかもしれませんが手持ち無沙汰にウロウロしている成人男性を何人も見かけました。普段タシケントにいと、タシケント以外のウズベキスタンの様子がわからず、タシケントを基準にウズベキスタン全体を捉えがちになってしまいます。首都とそれ以外の格差は想像以上に大きく、いかに首都が恵まれた環境にあるかを痛感させられた旅でした。JICAプロジェクトは企業活動を保証する法令の整備とその運用改善を目標としており、企業または企業家がプロジェクトにおける直接の受益者となることが予想されます。ただし、プロジェクトの受益者は企業または企業家に限られるのではなく、企業活動促進によって経済が改善されることの受益者には国民も含まれるはずで、その意味でも、そしてプロジェクトが机上の空論とならないためにも、「普通」の人々の生活を忘れてはならないことを肝に命じたシルダリヤの旅でした。

#### 編集後記

本号では、ウズベキスタンに設立された名古屋大学日本法教育研究センターに関する特集を組みました。

名古屋大学日本法教育研究センターは、ルスタムバーエフ学長が本誌でのべているように、日本とウズベキスタンの「友好の架け橋」であり、このセンターにおいて日本法を本格的に研究する人々が続々と育ってくれるものと確信しています。

名古屋大学日本法教育研究センターは、ウズベキスタンに続き、今後、モンゴル、ベトナムでも設立されることになっています。  
(鮎京 正訓)